

取扱注意

平成9年9月19日（金）

平成元～4年の銀行局行政

元 銀行局長

土田 正顕 氏

出席者

元 銀行局長 土 田 正 顕

財政史編纂顧問 山 口 光 秀

協力者

元 銀行局 特別金融課長・調査課長 中 井 省

(大臣官房審議官(銀行局担当))

元 銀行局 中小金融課課長補佐 大 月 洋 一

(銀行局金融取引管理官)

目次

1. 金融制度の整備	1
(1) 金融制度改革	1
(2) 前払式証票の規制等に関する法律	7
(プリペイド・カード法)	
(3) 出資法改正	8
(4) その他	9
2. 預金金利自由化への対応	10
(1) 預金金利の自由化	10
(2) 日米金融市場ワーキンググループ	11
(3) 財務局の金利自由化キャンペーン	12
(4) 郵便貯金との調整	12
(5) 危機管理対策の研究	14
3. 土地融資問題への取組み	16
(1) 時代背景	16
(2) 土地融資に関する各種通達	18
(3) ノンバンク問題への取組み	20
(4) ノンバンク大手3社の生保子会社への取込み	23
(5) 住専問題	23
4. 合併・転換の交通整理	29
(1) 合併	29
① 三井銀行・太陽神戸銀行の合併	29
② 協和銀行・埼玉銀行の合併	29
③ 山陰合同銀行・ふそう銀行の合併	30
④ 東海銀行・三和信用金庫の合併	31
⑤ その他の銀行の合併問題	31
(2) 相互銀行の普通銀行への転換	31
① 第一相互銀行	31
② 徳陽相互銀行	31

③ 東邦相互銀行の伊予銀行への吸収	33
④ 八千代信用金庫	34
5. 個別事件への取組み	34
(1) 住友銀行：イトマン事件その他	35
(2) 富士銀行：赤坂支店事件その他	36
(3) B C C I 東京支店事件	37
(4) 損失補填問題	38
(5) 東京佐川急便事件	39
6. 銀行局長の仕事とは	39
(1) 各種定例会における講話等	39
(2) 国会等への出席	40
(3) 頭取等の応接	41
(4) 先輩回り	41
(5) 金融 3 局間の意思疎通	41
7. その他	42

〔 土田 〕 今日、機会を得ましたので、どの程度お話しできるかとは思いますが、一応、こういう項目があるということを3枚刷りでお配りしておきました。

私が銀行局長として在任したのは、平成元年の6月23日から平成4年の6月26日まで3年間でございます。

〔 山口 〕 そのときは大臣はどなたでしたか。

〔 土田 〕 村山大臣が平成元年8月まで、平成元年8月から3年10月までが橋本大臣で、これが非常に長かったです。橋本大臣の後は1か月だけ海部総理が兼務されたことがあるのですが、これはほとんど記憶がありません。平成3年11月から羽田 孜さんが、私は4年6月までだったのですけれども、12月まで大臣をやっておられます。

主なテーマとして五つ書いてございます。第一は金融制度の整備。第二が預金金利等の自由化への対応。第三が土地融資問題への取組み。以下個別になりますが、第四が合併転換の交通整理。第五が個別事件への取組み。最後は、銀行局長の仕事はなかなか大変だったという項目だけ立ててあるのですが、大体頭の中にありました重要性の順番から言うところのことになります。

よろしければ順次一通りやってまいりますが……。

1. 金融制度の整備

最初に、金融制度の整備についてご説明いたします。

(1) 金融制度改革

私の在任中終始最大の課題として取り組んでいたのが、いわゆる金融制度改革であります。金融制度改革というのは、そもそも論はあまり長く言う必要はないと思いますが、金融制度が長期信用銀行制度、信託銀行制度、外国為替専門銀行制度、銀行・証券分離制度、共同組織金融機関制度など、専門制、分業制を特色としているわけなのですが、それは確かに資金の安定的配分を図るという意味では、戦後の復興期や高度成長期には有効に機能しましたけれども、資金余剰を迎えた時代にあってはその意義は相対的に薄れてきている。しかも、金融の自由化、国際化、証券化などが進展する中で、多様な金融商品サービス提供の要請はあるし、さらには海外からのさまざまな要請に十分対応できなくなっている。

そこで、「広く我が国金融制度全体について検討を行う」ということがうたい文句なのですけれども、その眼目は専門制、分業制の見直しということであったと思うのです。それを一言の下に「金融制度改革」といいますと、それは昭和59年に吉田 正輝銀行局長時代からの問題でありました。金融制度調査会は昭和60年9月制度問題研究会というものを設けて、そこから検討に取り組んでおります。何年もかかっていたわけなのですが、私が着任する前に、前任者は平澤 貞昭銀行局長でしたけれども、「専門金融機関制度の在り方について」とか、「新しい金融制度について」とかの中間報告は審議結果としてまとめられておりましたが、ただ、着任して見渡してみたところ、率直に申して、まだ法案の取りまとめに至るまでのエネルギーは生まれていないと思われまして、難交渉をまとめるのは全くこれからだと感じました。

○ その情勢を要約して述べますと、制度改革のそもそもの着眼点は、預金金利などの金融自由化を本格的に進めるためには金融債に依存する長期信用銀行制度の存在がどうしても障害になる。そこで思い切って従来の長短分離などの垣根を外しにかからなければならないというものだったと思います。しかし、長短分離を撤廃するだけでは長期信用銀行の経営はたちゆかなくなりますので、何か代償措置を探してやらなければならないだろう。それが銀行局所管という意味での金融界の中の領域再配分だけでできればいいのですが、なかなか手頃なものはない。そこで少なくとも長期信用銀行には例えば社債の引受、その他の証券業務などを認めていく方向を模索してみようかというイメージがあったと思うのです。

○ ところがこのような改正の動きは当然のことながら証券業界を刺激せずにはすまないわけでした。強力な長期信用銀行、ことに興銀の引受市場への登場というのは、いわゆる4社寡占体制の変革、競争促進への刺激にはなるけれども、それだけに既存業者からの反発も強いわけでありました。

そこで銀行族の受入れと引換えに、証券族に金融業務を認めるという条件を出しても、事実問題として金融業務を全面的に展開できるような能力は証券会社にはないので、このバーターは引き合わないというのが証券界の顔つきであったと思います。

加えて、強大な都市銀行が長期信用銀行と一緒に参入してくるということになれば、それこそ銀証分離の大原則を崩す一大事となって、証券界は一致して反対に立ち上がるだろうということだったと思います。

それから、信託銀行についても長短分離の撤廃は打撃になるのはもちろんですが、信託

分離の撤廃が加わればさらにまさに存立の基盤が脅かされることになる。この場合、特に信託銀行が警戒するのは都市銀行がやってくることなのです。これを許すようなことではいかなる代償措置をもらっても引き合わない、むしろ制度改革など願い下げにしたいという態度であったと思います。

都市銀行は、当然のことながら自由化路線を標榜していて、各種の垣根を崩すことを期待しておりますし、それに時々、都市銀行はよくやるのですが他の業界に既得権を残すようなことは望ましくないという建前論を雑誌などに披露しまして、さらに他の業界の警戒心を煽る。そういう言動が目についていたわけです。

地方銀行以下は、もともと新種業務に追いついていけないのが大半でありますし、要するに自由化によって得るものが少ない。そこで自由化のための制度改革を自分から推進しようとはしないのです。しかし、他方、何らかのメリットに分け前にあずかろうという意識は持っているのです。しかも、都市銀行とせり合っているような大型地方銀行は、証券、信託業務についても資格を主張したい。

そこで、大倉 真隆地銀協会長は、私の在任中、平成2年の1月11日に倒れられまして間もなく逝去されたのですけれども、大倉会長は、予想される制度改革が地銀などにメリットをもたらさないようなことでは問題だと唱え始めまして、これには何かしなければいけないということで、当局は金融制度調査会の中に金融制度第1委員会というものを設けて、地域に存在する金融機関と制度改革との関連を研究することにしたけれども、一体何をやったらいいかわからない。どういう位置づけで地方銀行以下にメリットを出せるかというのは、実はまだ私の着任した段階ではノーアイデアだったということでありました。厄介なことに、そういう地域金融機関は、それぞれの地域において多数かつ強力であって、法案審議のことを考えますと粗略に扱うわけにはいかないのです。

それから、協同組織金融機関の中には共管というやつがありまして、労働組織とか、農協組織とつながっている。これは敵に回すと非常に厄介でございます。

さらに、その次に外国勢の存在というものがありまして、外国政府は在日外銀は市場開放と自由化を主張するのです。その背景には要するに在日外銀は儲かっていないという不満があったのです。しかし、他方、既に外銀信託というものが9社ありますので、外銀信託などは、もし、年金信託などの信託業務が都市銀行などに開放されれば経営困難に陥るというおそれもあるのです。

こういうことでありまして、ざっと見渡したところ何とも気が重くなる毎日だったので

すが、しかし、多年の懸案を店晒しにしておくわけにはいかない。そこで何とかして各方面と妥協点を見出して具体的な法案を作って、それが国会を通るような情勢をこれから作らなければいけない。これはなかなか大変だというふうに実は思っていたのですが、中間は省略いたしますけれども、結論的には金融制度改革は最終的には金融制度調査会の審議を経て「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」というものを通すということによって少なくとも私の代は終わりました。

その間におけるいろいろな苦労話をしだすとキリがないのですが、ことに銀証問題というのがやはり論点の中心だったと思います。そこについては、私の着任前ですけれども平成元年の3月に相互乗入れで5つの考え方を出しまして、片一方ではいわば実態上相互乗入れ方式をとる。これをAとしまして、反対側にはユニバーサルバンク方式のBというのを作りまして、その真ん中に業態別子会社方式とか特例法方式とか持株会社方式とか並べて、さてどれにしようかという段階ではあったのですが、結論的にはこの中で業態別子会社方式を採ったわけでありまして、これは私ども銀行局の苦労もさることながら、証券局が非常に苦労した。ことに終わりの2年間私のパートナーでありました松野証券局長は、証券界の取りまとめ、証券取引審議会の取りまとめに非常に苦労したと思います。だから、結果的にこれがうまくまとまったのは全く証券局長の尽力によるところが大きいと思うわけでございます。

ただ、その中で一、二エピソード的に思い出を申し上げますと、やっと平成3年6月に一応答申を出したわけでありまして。「新しい金融制度について」という金融制度調査会答申を出して、そこに処方箋をみんな書いたわけですが、その頃からいわゆる証券金融不祥事が続発しまして世の中が大騒ぎになった。こんな大騒ぎのときには制度改革どころではない、制度改革はどこかにすっ飛びそうだという危険を感じました。そこでまた私どもは体制を建て直しまして、墳崎調査課長などの作戦もあり、結局のところは、「こういう不祥事が起こったり何かするのは競争が足りないからだ。新規参入を促すべきである。そのためにはこの制度改革が必要である。だから、いわゆる不祥事件の後始末としても是非とも制度改革を通してもらいたい」。やや居直る理論を使ったのです。これは、しかし、大方の支持を得まして、何とか滑り込むことができたわけでした。一応、私どもの方では平成4年の1月に「制度問題専門委員会報告」として「金融システムの安定性、信頼性の確保について」といういわばフォローアップをやらせてもらって、これと先ほどの金融制度調査会の答申とを足して国会に臨んだということでありました。

ところが、国会に臨んだときに、これまた容易ならざる障害がありましたのは、実を言うと当時の社会党の中の元老格の2人。1人は堀 昌雄議員、1人は沢田 広議員、この2人がそれぞれ強力に異論を唱え始めた。沢田さんはまだ救いがありましたのは、要するにノンバンクというか貸金業者に対する措置がきちんとしていなければいけないという話であったわけです。これは後ほど申しますが、ノンバンク問題に関連して私どももある程度橋頭堡を築いてきていたので、それはそれで何とか、いわば貸金業規制法の第2回改正ということで、それを後から乗せるということでした。

もう一つは、堀 昌雄議員でありまして、私はそれまで堀 昌雄議員を一番大事にしていまして、毎月顔を合わせていろいろご説明したり何かお相手をしていたつもりなのですが、にわかに審議に協力しないと言い出された。それは、論旨がよくわからないのですが、証券市場がこのように低迷しているときになぜ急いでやるのだ。今はそういう大きな制度改革をやる時期ではない。したがって世の中が落ち着いてからこういうものはゆっくり議論してやるべきであるとおっしゃいまして、簡単に言えば寝てしまったわけです。これを起こすのに、大蔵省も官房は協力してくれるし、後で削るかもしれませんが、実は興銀との関係で、堀 昌雄議員は興銀に対して身構えるところがありまして、そこを黒澤頭取以下ずいぶん興銀に頑張ってもらって手当てをしてもらうというようなことであったのですが、そのうちに社会党の、現役側と言うと悪いですが、元老2人を除いた理事の方々や何かは、長野文書課長やわが方の西村君、高橋君（審議官）以下総動員の陳情もあって、私どもの方に理解を示していただくことになりました。やっと、本会議趣旨説明が5月14日で審議に入り、後はこけつまろびつでとにかく続きまして、最後に私どもの関係では6月19日の本会議で、ここにごぞいますような改革法と、貸金業規制法の第2回改正、これは議員立法ですけれども、その2本を合わせて採決していただきまして通りました。19日というのは確か金曜日だったと思いますが、その次の日曜日21日は会期末でありましたから間一髪ということであったのですが、命拾いをしたわけです。

多少思い出話みたいになりますけれども、どこでどういうふうに工夫したのかねということ項目的に一、二申し上げます。

一つは、新規参入を図るための制度改革ということでわりあい世論に受けた。何といいましても不祥事件については世の中の反応が非常に厳しいものがありまして、行革審は「証券金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」を出す。この辺から例の証券監視委員会ができてくるわけですが、

もう一つは、衆参両院の特別委員会で「証券及び金融に係る不祥事の再発防止に関する決議」というのを出す。それぞれの中で要するに「証券市場への新規参入を図るため金融制度改革を推進する」という項目が何とか入ったのです。「これは、しめた」というので、そこにいくまでの工夫が一つでございます。

2番目に、各業界をなだめる対策でありまして、この気配りを3つだけ申しますと、第1点は「地域の活性化」という論点を、3つの視点といわれたものの他に第4の論点として「地域の活性化」というのを加えまして、簡単に言えば地方にゲタをはかせようという発想でございます。例えば地域金融機関、地銀以下ですが、それには「業態のいかんを問わずにそれぞれ業務範囲の緩和を認めてやる」。例えば地銀については「子会社方式によらないで本体でも信託を兼営できる」、限られた部分ですがそういうサービスをした。地銀はこれでかなり黙った。それから協同組織金融機関は「連合会は子会社を作れる」というふうにして、これも何かもらったということで黙った。これが一点です。

第2点は、長銀とか為専を念頭に置いて、それまで規定はなかったのですが、「異なる業態の金融機関の間の合併、転換の手続を整備した」。これは彼らはかなり目の色を変えたと思うので、事実、後で東京銀行はこれを利用しております。

第3点目は、子会社方式というのも激変緩和の効果を狙ったと言えなくもないのでありまして、ことに信託や証券のように守りの姿勢をとっている業界には直営方式よりまだましだと思ってくれないかと思ったのですが、これはそれなりになだめる効果はあったと思います。だいぶそういうアメ玉を配って反対を封じ込んで、何とか業界をまとめたということでありました。

だから、やるだけのことはやったと思いますが、今日から見ますと、若干心残りはなくはない。

というのは、終始一貫、制度改革を最大の目標にして取り組んでおりましたので、他に手が回り兼ねた。だから、もっと金融制度改革を早く仕上げていれば、いわゆる自由化対策、健全性確保策、そういう方面にもっと部隊を派遣できたかもしれない。それはやはり人間の事務処理能力の限界がありますので、これはいかんともしがたかったなというのが1つの問題。

もう一つは、とにかく業界に座り込まれたらたまらないものですから、なるべくソフトに出て反対を封じるという気配りが必要なのです。そこで、本当は銀行課などではもう少しディスクロージャーを前進させたいという事務的検討に入っていたと思うのです。そこ

を、平成4年の3月決算を控えてというあたりですが、田中 敬横浜銀行頭取が、地方銀行協会長に就任される前か後ろかに、要するに地方銀行はディスクロージャーに不安を持っていると言われたわけです。これはいけないなと思って、目に見えないようにはしましたが、實際上ディスクロージャーの前進を私は1年止めたのです。そういうことはありました。

ただ、元来、私はディスクロージャーにあまり情熱的に賛成はしていない、そういう別の理由もあったのですが、金融制度改革を第一の心柱に置いて、それは何とか格好をつけたけれども、その間、多少そういうことで他に手が回り兼ねる部分はあったかもしれないということは、若干気分の中に残っております。

(2) 前払式証票の規制等に関する法律（プリペイド・カード法）

話を進めまして、その他けっこういろいろの法律がありまして、これは流すだけの説明にいたしますが、着任のときに引き受けたのはプリペイドカード法というものです。これは前任の平澤局長が通商産業省の、多分、児玉産政局長だろうと思いますが、と話を付けて、通商産業省は反対しないという了解を取りつけておいていただいたので、これは非常に助かったのですが、簡単に申しますと、テレホンカードをはじめいろいろプリペイドカードが出てくる。これは第三者型発行といいますかプリペイドカードをまとめて発行する機関があって、そのカードを多数の関係者が使う。使うというのは消費者という意味ではなくて、販売側の会社として使う。そうするとこれは一つの決済手段としての位置づけを持つようになる。これはなかなか大変なことではないか、これは重要な問題だから研究しなければいけないということで、そのための研究会を銀行局と証券局と共管で作りまして、というのは、その根っこになる法律として証券局が持っていた商品券取締法という法律を使って、それを土台にして、それを全面改正する形で「前払式証票の規制等に関する法律」を組み立てたわけでありまして。そこで銀証両局の共管で研究会を作り、何とか研究会の結論をまとめて、法案を作って各省に提示したのですが、通商産業省はよかった、農林水産省は、米（コメ）カードとか何とかあったのでしょうか、運輸、これは当時は例のオレンジカードですね。ハイウェイカードというのは建設省、そこら辺は何とかなったのですけれども、一番強硬に反対したのは郵政省でありまして、銀行局では金融市場室が作業をやっていたと思いますが、担当者は本当にフラフラになっていました。私も、最後に、しょうがないというので、平成元年の10月29日ですが、郵政省に乗り込んで行きまして、中村通信政策局長のところに行ったら、お茶が1ぱい出ただけで、夜の9時45分から翌日

の午前1時まで長々と討論しました。この時は、物別れではありましたが何とかまとめてやろうという気持ちは先方も持ってくれたと思うのですが、とにかく郵政省を相手に大苦戦をいたしました。しかし、とにかく多少折り合いをつけてそこでまとめて、平成元年11月10日に閣議に出して12月15日に成立したということでしたが、その中身を簡単に言うと、自家型発行、つまりNTTや何かはみんなそうですが、自分が使うものを自分の会社で発行する。これは届出でいいです。先ほど申しました第三者型発行というのは、これは発行者は登録してください。前受金保全についても考えなければいけません。こういう仕組みでございました。

余談ですが、これで大変地方課に感謝されたのは、地方課は定員が減ってばかりだったのですが、新しい法律を作って、これで財務局の仕事が増えるという説明に使えるというので、翌年から多少増員になったらしい。そういうことでこの辺がいわば財務局の谷間からだんだん増え始める転機になったと思うのです。

(3) 出資法改正

次に、出資法改正というのがありまして、これもまたはなはだ厄介な話なのですが、実は出資法の中に貸金業者の貸出金利の最高限度を定める規定があるのでございます。

これは昭和58年だったと思いますが、宮本銀行局長のときに「貸金業規制等に関する法律」というのを作った。そのときに、従来の出資法から規定を入れ替えたり何かしたときに、出資法上の金利の最高限度があまりにも高いではないか。日歩30銭、つまり年利109.5%であったのです。これは下げるべきだという話になって、その規定そのものは実は出資法の中にあるのですが、本則としては年利40.004%、日歩10.96銭にやがては下げる。それまでに58年11月から61年10月末までは日歩20銭、73%。昭和61年11月から63年の10月末まではさし当たり日歩15銭、54.75%、それ以後は改正法施行後5年を経過した、つまり「昭和63年11月以降において資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え速やかに定める」、何を定めるかというと「年利40%まで下げる日を定める」、これはしかも法律の附則ですから法律を直さないといけない。これをかぶったものですから、5年経過というのは昭和63年の秋でございますから、したがって63年の秋以来「消費者信用専門委員会」というのを12回開いて、私の代になってからですが平成2年の3月29日にやっと報告をもらったのです。

報告をもらったのですが、それはやや白紙委任的な報告で「円滑な移行のために必要と考えられる最小限の猶予期間を置いて可及的速やかに実施すべきである」と考える」という

話なので、さて、これを打って出て日を決めるということになると、これは実は少なからぬもめ事になりまして、このときは確か武藤中小金融課長であったと思います。彼が悪戦苦闘したわけなのですが、とどのつまりは何とかなりまして、法律そのものは議員立法でございますが、まとまればアッと言う間に通るのですが、これで本則金利に移行することができたわけです。いつからというのは後で調べますけれども（平成3年11月1日）、そういうことです。

○ その他に、毎国会でいろいろと銀行局に関連する法案の審議がありまして、開発銀行法は平成3年12月に通したのかな。輸出入銀行法は平成4年の3月ですが、必ずいろいろな法案がある。余談ですが、私は後で国民金融公庫に行きましたのですが、実は国民金融公庫法を直そうというのが平成3年の春にありまして、教育ローンがそれまでは進学ローン、つまり大学などに入るときの学資を貸すという制度であったのを、在学中でもいい、今は教育ローンと呼んでおりますが、そういうふうに拡大したい。ところが法律に「進学」と書いてある。「進学」というのは在学を含むかという議論なのです。吉野総裁は、大森さんに、法制局の次長だった？

〔 中井 〕 一部長です、今は長官です。

〔 土田 〕 大森長官ですか、談判したのですが、法制局は「読めない」と言うわけです。読めなければ法律改正だというわけです。

○ 私はただでさえ忙しいのに、そんな法律改正はごめんだと言ったら、官房は文句は言うわ、吉野総裁からは電話がかかってくるわで、結局は私が降りたのですけれども。後で、国民公庫に行ったら、「あなたは法改正に反対した人らしいから」というので……、これは笑い話ですが、そういうことがありました。

○ その他に、事柄の中身は省略しますが、B I S規制対策のために「自己資本増強策」とか「資産流動化促進策」、これも広い意味では制度の整備でありまして、これは、そのための金融制度調査会の中に作業部会というのがありまして、その作業部会で逐次報告をもらうという形でありました。それはもう私の前から続いております。

私の代には確か「一般貸付債権の流動化」とか「劣後転換社債」とか、そういうことをやったと思います。

(4) その他

○ その他に、実は私が着任して直後にスタートしたのですが、「金融先物取引所」というのがありまして、これは平成元年の3月に法律が施行されて、私の代になってから平成元

年6月28日に取引業者等の多数の業者を許可し、6月30日にテープカットをやってということで、それで滑り出しております。

その他に法制懇談会というのがあって、これは未来的に「電子資金取引に関する研究」とかをやっておりまして、今もやっているのでしょうか。

〔中井〕 中断しております。

〔土田〕 そういうこともやったのですが、金融制度の整備について概略申し上げると以上のようなことでございます。

2. 預金金利自由化への対応

○ (1) 預金金利の自由化

預金金利等の自由化への対応というのは、今はすっかり自由化が完成したからあまりこういうことを感じる人も少ないかもしれませんが、当時はまさに最大級の問題でありました。「預金金利自由化」が一番最初にスタートしたのが昭和54年の5月、いわゆるCD、5億円以上のものを導入したというところから始まっていて、逐次、ことに大口のものについて自由金利定期を作り、そのいわば最小預入限度というものを、つまり単位を下げていくということでありまして、私が着任したのは平成元年の6月ですが、10月に「1,000万円以上の定期預金は自由金利にする」という方針がすでに決まっておりました。したがってそのときまではMMCと称する市場金利連動型預金というものを作っていたのですが、これは平成元年10月に自動的に事実上自由金利定期に吸収される。これで大口の方は一応ケリがついた形勢であったのです。

問題は1,000万円未満のいわゆる「小口の預金金利の自由化」でありまして、これはとりあえず平成元年6月に300万円以上のものについて小口MMCを官民共通商品として導入するということは決まっておき、実施されました。それ以後、逐次、金額を下げていくという方針であったのですが、作業として申しますと、その次に平成2年4月に100万円に下げたのですが、300万円を100万円に下げるとするのは農林中金との間で非常にもめました。要するに急すぎるというわけです。先方は、なぜ200万円で一たん止まらないかという。こっちは自由化は先が長いのだし、ここはもう100万円までいきたいという考えであったのですが、当時の保守派、大体、信金、信組、労金もそうですが、最も保守派なのは農協族でありまして、それを代表する象徴的人物は森本 修農林中金理事長であって、

何かあると森本さんを口説かないといけない。平澤前局長の代は、平澤局長もなかなかさるもので、千野君という名選手がいて、千野審議官を差し向けていたらしいのですけれども、私の代になってから私が行けということになりまして、森本さんは一たん始めると1時間で議論が終わらない。2回ぐらいやって、その間に農林中金の下の方が多少心配してくれて、銀行局の方も精一杯いろいろ工作してくれたので、やっと口説いたということがあります。それは思い出話ですけれども。

結局、私の代のときには、平成4年6月に小口MMCの最低預金額の制限を撤廃するというところまでは行きました。

(2) 日米金融市場ワーキング・グループ会合

そういうふうに逐次進めるということでもありますけれども、これについては、内外両面に問題がありまして、まず外は簡単に言うとアメリカであります。日米金融市場ワーキンググループ会合というのがあって、第1回は平成元年11月で、これはアメリカであって、松野審議官が行って私は行かなかったのですが、第2回が平成2年5月に日本でありまして、これは忘れもしませんがこの部屋（国際会議室）でありまして、アメリカの大將はマルフォードです。今、お話ししているのは平成2年5月の時点なのですが、マルフォード氏は翌年の「平成3年4月までにあらゆる預金の金利を自由化せよ」ときたのです。私は、多少は何年という胸算用は立てていないではなかったのですけれども、1年というのは呆気にとられた。それではかばかしい答えをしないで放っておいた。あのとき、もし仮に向こうが3年ぐらいで言ってきたらどうするかというのが一つの問題だったのですが、結局、こっちが内々少しずつ考えていた球を出さないで逃げてしまった。そういう思い出があります。あと、平成3年1月に、これはアメリカで。アメリカも私が行きました。平成3年10月は日本でというようなことでやっていたのですが、その間に我が方は金融問題研究会という学者の集まりを組織しまして、まず、平成2年5月に「1,000万円未満の定期性預金の金利自由化について」という文章を出してもらって、さらに平成3年5月には「流動性預金の金利自由化について」という文章を出してもらって、それを武器にしたり何かしてアメリカに対してしのぐと同時に、今度は国内の、ことに中小金融業界を口説くという両面作業をやったわけであります。

結論的には、私が銀行局長をやめるときには、「定期預金金利については遅くとも平成5年中に、その他の預金金利は当座預金を除いて平成6年中に金利の完全自由化を図るべく努力する方針である」という科白まで言うようになっていました。しかし、それでもず

いぶん引き延ばしたつもりなのですが、ただ、私の思惑としましては、アメリカは1970年6月に10万ドル以上の大口定期預金の金利自由化をして、これがスタートだと思いますが、終わったのは1986年2月「通帳型貯蓄預金の上限金利規制の撤廃」をやっている。15年9か月近くかかっている。小口預金の金利自由化開始からも7年9か月位かかっているということで、日本は結果論としては、結局、昭和54年から15年かけているわけです。だから日本の方がゆっくりしていたということはない、アメリカより遅くスタートしただけだと思っていたのですが、今度は、国内のジャーナリストあたりから言われたのはステップ・バイ・ステップは慎重過ぎる。これは実はマルフォードがガーガー言っていたのと同じ話なのですけれども、もっと一気呵成にやるべきではないか、これは金融機関の保護ではないかという議論がありました。

○ (3) 財務局の金利自由化キャンペーン

それに対して私が考えていたのは、そうではない、消費者のことを考えているからこそ慎重な進め方をしているのだ、要するに金融取引の最大多数の当事者は一般の声なき大衆である、彼らは毎日金融や相場のことを考えている暇はないので、近頃、金融の方はどんどん変わるから、それに対応する必要な知識をつけなさいと言ったって、そうすぐにわかるものかということなのです。だから、結局、一般大衆が理解して自分の生活の中で消化して円滑に対応してくれるための準備期間が必要だ。これは金融機関の方の問題とは別の問題であるというふうに思っていたのですが、他方、国内の金融機関に対しては、ことに地域金融機関、地方銀行や信用金庫が問題でありますので、平成2年に全財務局を動員して地方銀行と信用金庫を中心に「新金利自由化キャンペーン」というのをやったのです。一つ一つの相手に「おたくの心構え、準備状況いかに」という表をとったりインタビューをしたりしたわけです。これはそれなりに効果があったと私は思っております。

強いて言えば信用組合にはやっていないわけです。やはりこういうところで手が届かないところからボロが出るということはやはりあったと思うのです。内向きにはそういうことです。

○ (4) 郵便貯金との調整

もう一つ大問題は郵便貯金でありまして、これはとにかく頭が痛い話ばかりであったのですが、やはり金融機関、ことに中小金融機関が最も恐れるのは郵便貯金との競争の問題なのです。そこで経営者は非常に不安の念にかられる。自由化が進む中で郵便貯金と民間金融機関との関係をどう調整していくかというのは日本に特有の大きな問題であります。

預金金利をめぐる競争というのは、何も郵便貯金との関係に限ったことではないのですけれども、やはり何といても郵便貯金というのは単一の経営体で2万3,000以上の店舗を持っている、個人の預金の約3分の1を集めている、国営という絶対の信用を持っている。これは金融情勢が、例えば最近のように毎日不安定な様相を示すようになれば、預金者に非常に強く意識されるようになると思います。それから民間におけるような租税の負担を免れている。集めた資金については資金運用部に預託するという、いわば安定した運用手段を持っていて、民間のように運用難とか貸倒れに苦しむ心配がない。これは圧倒的な強みだということでありまして、そこでこれとの関係をどうするか。

ただ、考えてみますと、郵便貯金といえども特別会計として独立採算性をとっている以上、採算性を度外視することはできないはずだ。民間金融機関の事情も、昔のようにただ見境なく資金量を伸ばせばいいというような経営ではやっていられなくなった。ですから、お互いに猜疑心や相互不信の感情のみを先に立てるようにしないで、要するに片一方では郵便貯金の金利が市場金利全般の動向に配慮しつつ、一般の金融機関の平均的な金利水準を勘案して設定されるという原則があればいいではないか。その原則を打ち立てるべくいろいろやっていきまして、これは基本的には平成2年の12月の予算のときだったと思いますが、何とか大蔵省と郵政省が合意をすませたわけで、それ以後、役所同士ではわりあい相互理解が進んできたのだと思いますけれども。

片一方で民間なのですけれども、私どもはどうも民間の代理戦争をやらされているような感じがありまして、民間に言わせれば、当局がしっかりしなければだめではないか、みたいなことを言う。そして自分は他人事みたいなことを言っている。これはけしからんと思いましたので、平成3年の12月にやや風変わりな提案を郵政省に持ちかけまして、地域懇談会とか中央懇談会とかいうものを始めようというふうにしたわけです。地域懇談会というのは、その地域における民間の方の代表者とか郵便局長の代表者、貯金局長ですか、とかが顔を合わせて相互に言いっ放しで自分たちの言いたいことを言う。それは言いっ放しで擦れ違いだとか民間は不満を言っていましたけれども、とにかく自分で相手の話を聞けば、それだけの効果はそのうちあるだろうと言ってなだめていたのですが、それは地域懇談会。

中央懇談会というのは、正式な名称は「預貯金分野における郵政省と民間金融機関の相互理解と調和の在り方に関する懇談会」というものであって、当局は大蔵、日銀。向こうは貯金局長、その他は学者等、という調子ですが、これはそれなりにみんな建前論も問題

の所在もすべて知り尽くした方々なので、フランクな自由な意見交換ができたと思うのです。これはその後やっているのかな、もうやめたのかな……。

〔 中井 〕 聞かないですね。

〔 土田 〕 私はこういうものは続けるべきだと思うのです。要するに、やってその会合で実りがなくてもいいじゃないか、相手がどんな顔つきで何を言うかぐらいは自分で聞いてみるという主張でやったのですが、お互いにエネルギーがあまり続かなかったですかな……。

それから、この頃は、今はない仕事ですけれども、在任中の途中までは、そういう意味では規制金利がまだ残ってましたので、公定歩合を改定するとなると郵便貯金との間の金利の意見調整がある。自由金利になればなるで全国の金融機関の主要な金利の動向をモニターしなければいけない。そういう方面のシステムはずいぶん作りました。基本的には今も続いていると思います。

それから、毎年の年末になると憂鬱になるのは予算折衝なのですが、その都度何か少しずつとられていく。これはその都度何かと覚書を積み重ねていくという状況で推移していたと思います。

〔 山口 〕 郵貯の預入限度額はいくらぐらいだったかね。

〔 土田 〕 そのときは1,000万円です。簡保が1,000万円を上げるか上げないかで大騒動したことがありました。一応1,000万円が残っていると思いますけれども。

実は保険部にとっては簡易保険という大敵があるのです。そこまでは銀行局長はなかなか手伝えることができなくて申し訳なかったのですが、そういうことで毎年大騒ぎでありました。

(5) 危機管理対策の研究

その次にまいりまして、これも自由化対策の重要な話だと思うのですが、危機管理体制の研究というものをやらなければならないということでハッパをかけていたわけです。やはりだんだん自由化を進めていけば経営困難に陥る金融機関が出てくるということは時間の問題である。そういう一般論の他に、現実的には不祥事件や何かで破綻したものが出てきたわけです、東洋信用金庫なんかはそういうことですが、けれども。

そういうことで危機管理対策を正面から考えておかなければいけない。これは後ほどの議論のときに申し上げてもいいのですが、ついでに今ここで申しますと、私は、非常に強烈な印象を受けたのは、東洋信用金庫の架空預金証書の事件のときであります。あれは具

体的に言うと、平成3年8月9日、金曜日に我々はそのニュースを知ったのです。翌週の火曜日だったか、平成3年8月13日、当局、金融機関、それぞれから発表して撃って出たのですけれども、これは私は取付け必至だと思っておりました。しかし、実際に蓋を開けてみますと店頭は何ら平常と変わらない。テレビのカメラなんかも来たけれども拍子抜けするという調子でありました。この時には、高橋審議官が、前近畿財務局長でして、実は大奮闘をしてくれました。その辺の局面は後でもう一度申しますけれども、とにかくそれを見て、要するに我が日本国民は、当時はですが、自分の預金の払戻しが受けられなくなるだろうとは夢想もしていない。外国だったら当然取付け騒ぎが始まるだろうという悪い報道にも平然としている。実は、こういう人々を我々は行政の相手にしているのかということで、私は非常に気が重くなりました。結局、これはそう簡単に金融機関を潰すわけにはいかないと思ったのですが、それはそれとして潰れた場合の反動たるや恐るべきものだ。つまり、当時はまだ現実に潰れたものがあまりなかったものですから、金融機関側も、金融業界、各協会や何か、要するに自分のところで倒産第1号を出したくないという意識が強かった。それが協力一致の支えになって業界の相互援助みたいなことをかなりやったのです。それは、そうやって支えているうちには必ず援軍が来るはずだという信念のようなものがあつたのでしょう。逆にその信念が挫けた場合の反動は恐ろしいわけであります。

そこで、どうしようかという話なのですか、いろいろやっていたのですけれども、私が非常に問題意識を持ったのが預金保険機構の問題でございます。これは、結局その後も資金援助の方法しか使っておりませんが、本来は預金保険の保険金を払うということが預金保険機構の機能なわけですね。資金援助というのは要するにお膳立てができて関係者が協力する、それが間に合うというときでないと動かない。関係者が協力しないで時間切れになったら、結局、これは取付けでありますから、倒して預金保険金を払うということしかない。それが、当時聞いたらコンピュータを入れ替えるのなんだかんだでものすごく時間がかかるというわけです。これはあまり外に言えないですけれども、3か月ぐらいならどうだと言ったら、いや、それでもという感じなのです。それで私は究極的には1か月以内でケリをつけないといけないのではないかと。昔と違って給与振込みをやっているわけですから、毎月、毎月口座に預金は入ってくる、それを毎月預金者はアテにしているわけですから、それが潰れたというときにせいぜい待ってもらえるのは翌月までではないか。それが何か月もかかるようなことでは大問題だと思ったのですが、したがって、そっちの方のことは鋭意関係者に研究してもらうように促して、その研究は続いているはずで、今は多

少前進していると思います。どのぐらいまでいけるか私知りませんが。

とにかく、こういう保険金を支払うということが実務的にできるようでなければいけないということが一つであります。

それから、東洋信金などのときにびっくりしたのですけれども、CDやATMですが、それでオン提携をやっていますから他行預金の払出しができる。ある金融機関がストップした場合にその金融機関の窓口では支払いを止めるかもしれませんが、しかし、カードを使って他から払い出すことができるわけです。それを止めるシステムになっていなかった。これはいかんというわけで、そういう事故があった場合には止めなければいけないということで、これはもう今は止まるようになっていると思います。

〔 中井 〕 一晩で止まります。

〔 土田 〕 東洋信金ときには、やれやれと思うことが多かった。

手形交換の即日決済化というのがあって、これはBCCIの教訓なのですけれども、BCCIの東京支店が虎の門の商船三井か何かのビルにありまして、それが本部の方の都合で営業停止したわけです。東京支店も当然営業停止になる。そのニュースが平成3年7月6日、土曜日に入った。そのときに全銀協手形交換所では既に8日、月曜日の手形交換の仕分けをすませていた。それをあわてて彼らは日曜出勤か何かしてそれを戻した。

これはいかんというわけで、そういう場合に対応できるように即日決済しないといけないのではないかとということで、これもかなり前進した。

もうできたんですね。

〔 中井 〕 はい。

〔 土田 〕 今はむしろ現役諸君はもっとその先を行きまして、なんとかいう難しい言葉があるんですが、一種のネッティングでその都度、その都度交換、そういうところまでどんどん研究を進めていて、この方面はとにかくかなり前進を見ていると私は思うのです。そういうようなことを本気で考えるようになったということでありました。

以上が自由化問題でございます。

3. 土地融資問題への取り組み

(1) 時代背景

次が土地融資問題への取り組みということですが、これは例のバブル問題だと思います。

ちょっと突飛なことを申しますけれども、私は、バブル現象にはプラス面、マイナス面の両方があったと思います。近頃ではもっぱらマイナス面のみが目立つようではありますが、やはりプラス面も無視してはいけないと思います。あれだけの勢いを持って新規分野に進出し、資産形成に向かって思い切った行動に出たというのは、やはり資産景気の功績だったと思います。その結果、大都市では高層建築が続々と完成する。住宅街が一斉に木造家屋から中高層耐火建築に変わる。いわばこの時代、狂気といえば狂気かもしれませんが、それが後世に残した資産は莫大なものがあると思います。ただ、さすがに弊害も時を追って目立つようになったわけでありまして、ことに三高二低現象がだんだん進んでいくと、持てる者と持たざる者との格差を拡大し、持たざる者の人生設計を狂わせたと思いますので、率直に言って若手の職員あたりが時々嘆いているのを聞きまして、これは社会不安だと思いました。「もう家は持てない」と言うわけです。それはそうだなと思いました。

もう一つは、実業の世界では、物を作るとか、運ぶとか、売るとか、そういう日々の活動で汗を流すのはそれはそれで手間がかかるわけです。しかし、それよりも土地とか金は単なる帳簿の操作だけで売買のサヤを抜く、しかもその方がはるかに多額の利益が得られる。そういう状態になって企業は本業以外の財テクに熱中する、マスコミはそれを争ってもてはやす。そういう世の中になりました。

後ほど出てきますが、イトマンは中堅商社であったのですが、あそこの河村社長は、従来の本業に比べてあまりにも財テクの利潤が魅力的であった、そこでそっちに乗り出したところを悪い奴につけ込まれて大失敗をしたということだと思うのですが、そういうことなのです。

その間にあって、金融機関にもそういう虚像に追従することによって利益の増大を図ろうという行動が目立つようになった。自分で率先してプロジェクトを組み立ててゴルフ場などの土地開発のための地上げ資金を融資する。金を貸すからということで不動産や株式投資を勧めるという事例が多く聞かれる。落ち着いていた時代にはそういうことは慎重に対応すべきだということであったのですが、結局、いつの間にか世の中が変わってしまった。

妙なことを言いますが、農林中金は大口の目的外みたいなやつを貸すときには限度や何か許可をとるのかな……。

〔 大月 〕 農林金融に専門の機関、一般産業には決められたところしか貸せないような制度になっている。それを特認といひましょるか、大蔵大臣、農林水産大臣それぞれの

認可を得て貸すという制度です。

〔 土田 〕 何か認可という制度があって、珍しくそういう決裁書類が回ってきたのです。それを見て驚いたのは、あれこそ阪和興業とかそんなのがズラズラ並んでいるのです。それで、これは何じゃと、そういう目で見直してみると、有力銀行の大口融資先にはいまままで聞いたことのないようなノンバンクとか財テク法人がズラリと並んでいる。伝統的な有名会社は影が薄くなった。というのは、有名会社の方は増資や転換社債で低利の資金調達ができるからそっちに行ってしまうと、銀行からまとまった金を借りてくれる者というのは不動産会社、ノンバンク、さらにはリース会社などの財テク法人しかなくなったという現象が端的に出ているのです。そこを各銀行はなかなか自主的にブレーキを踏むほど強力な経営者がいなかったみたいで、結局最後は行政当局が旗を振ることが必要になるわけでありまして。

(2) 土地融資に関する各種通達

土地融資について気をつけろという通達は、最も古くは昭和61年4月から出しているのです。何回も手を替え品を替えて出しているのです。一時はある程度おさまりがかったことがあったのです。ところが私の代になる頃から、平成元年の夏頃からまた一しきり盛大になってきた。私が着任したのは6月ですが、10月27日にもう一ぺんというか「土地関連融資の取扱いについて」という通達を出してタガを締め直そうとしました。そのときに従来と変わったのは、初めてノンバンクというか貸金業者に注目しまして「ノンバンク向け融資も十分審査して実行状況を報告しろ」という文章を入れたのです。これが一連のノンバンク対策のスタートになるのです。

それはそうしたのですが、その後もちっとも不動産業向け融資の高い伸びは止まらない。例えば平成元年の12月末という数字がありますが、総貸出の伸びが10.9%、不動産業向けが14.1%でありました。さすがにこれは何かしなければいけないのではないかという感じになってきたのですけれども、一つには10月に通達を出したばかりだしということもあって、私は当初は確かに躊躇したと思います。つまり、総量規制というのは相当に強力なる統制である。義務づけるようなことはしないような文章にはしてありますが、短絡的に言えば統制。もう一つは、刀を抜いたらいつ納めればいいのか見当がつかない、納める時が難しい。もう一つは、今から考えるとあれかもしれませんが、私はこの通達を出しても効果がなくて空振りだったらどうするか、それこそ恥をかくだけでなく、もうそれから先に手がないうことで変な心配をしていたのですが、むしろそういうこともあっていろ

いろ逡巡していたのです。

ところがそのうちに議論がだんだん閣僚ベースに及んで、3月23日の土地対策関係閣僚会議の時ですが、その年の1月1日現在、つまり平成2年1月1日現在の地価公示価格が出て、依然として大阪は高騰が続き、また、全国に地価上昇が拡散しつつあるという情勢で、これは何だという議論になり、そこに、海部総理から橋本大蔵大臣にもうひとつ何とかならないかというお声がかかったということもあって、結局、3月27日に「土地関連融資の抑制について」という総量規制通達を出したわけでございます。

これは、私いろいろ迷ったのですが、それよりちょっと前の3月16日に東日本銀行の平井 廸郎さんがお見えになって、あの方は第二地銀の論客であり、我が社の先輩でもありますので、いろいろ相談したら、あの方も「もうこうなったら、君、何かやらなければだめだよ」と言われたのです。そこで私自身も、それならやるかという気になって刀を抜いたわけであります。

この中身については、特にご説明する必要はないかと思いますが、「不動産向けは伸び率を総貸出の伸び率以内に抑えるように計画を作ってください、併せて建設業、ノンバンク向けの融資は、実行状況を報告してください」ということでありまして、建設業というのはトンカチをやっている金を抑える必要はない。ノンバンクというのは片方でリースとか信販とか堅気の商売をやっているので、これもこの資金を止めるわけにはいかない。要するに数字だけもらって牽制効果を狙うという扱いにしたわけであります。

それはそれなのであって、しかし、その後も景気はいい、いいということになっていました。月例の経済報告などを見ても依然として景気は伸びているとか何かいろいろありまして、例えば、実は平成3年7月1日に公定歩合を下げ始めたのです。6.0%から5.5%に下げた。確かそうなっていると思いますが、そのときの9月24日の月例経済報告を見ても「経済は緩やかに減速しながらも引き続き拡大している」、今と似たような表現ですが、とにかくこう言っているわけです。全体としての政策スタンスが大きく変わっている感じもない。結局、あれは平成4年3月になると緊急経済対策などを打ち始めるのですが、平成3年の間はまだ走っているわけです。

私は、7月1日に公定歩合を下げたということを聞いて、じゃあ、そろそろ刀を納めなければいけないなと思っていたのですが、融資状況は実は3か月ごとに報告をとっておりますので、6月末の報告をとる、次は9月末、次は12月末。だから、次のチャンスとして9月末で打ち切るという可能性は手段としてはあったのですけれども、その頃は総量規制

というのはまるで地価抑制策の神様扱いで、各新聞その他から見てもとてもじゃないけれどもやめることができるような情勢ではなかった。国土庁なんかも顔色を変えて「もっとやれ」と言う。しょうがないなと思ったのですけれども、3か月後の12月には絶対切らなければいけないと考えました。ちなみに11月14日にまた公定歩合を下げた5.5%から5.0%になった。要するに金融政策の基調が変わったわけですから、これは断固として廃止するぞということで、かなり根回しをやったのですが、それでも閣僚クラスから「おまえ、だいじょうぶか」みたいなことをずいぶん言われました。

しかし、とにかく頑張って、平成3年12月20日の土地対策関係閣僚会議で、12月末でやめるという御墨付をもらったわけでございます。

ちなみに、先ほど私は、もし、これが空振りになったらどうしようという心配をしたと申しましたけれども、蓋を開けてみるとこの通達は何となく効いた。それは、銀行や何かもうそろそろやり過ぎた、まともなことも考えなければいけないという気持ちになっていたと思うのです。そこへまた例のとおりで、自分たちの力で判断してサッサと舵を変えればいいのですが、あの社会はそういうことはないのです、当局が「こうだ」と言う「それっ」とそれを旗印に担いで姿勢を変える。そのいい旗印として使われたということなのでしょう。また、その頃、その他基本的な税制とか、土地利用関係の規制の道具立てもそろったので、地価はどんどん下がっていった。

後日談ですが、この総量規制とか公定歩合の引上げで地価が下落して損害を被ったということで、国と日銀を相手にしまして、他数名は損害賠償の訴訟を出したのです。それは一審では我が方が完璧に勝って、そのうちに原告から抜けたと思います。控訴審でもまた我が方が完璧に勝ったのですが、1人か2人頑強なのがいまだ上告しているらしいのです。裁判の方で負ける心配はないと思っていましたが、それは大丈夫です。

この点については、率直に申しまして、ことに住専関係もあって大騒ぎになったのですが、私は数年後にそういうことでつかまるという意識はそのときにはありませんでした。妙なところでつかまったねという感じは今現在もなくはないのです。

(3) ノンバンク問題への取組み

それはそれとして、ノンバンク問題への取組みということを申し上げます。

実はやっているうちに「ノンバンクとは何ぞや」という問題意識を非常に強く持ったのですが、ちょっと一般論的に申しますが、中井君が当時「ノンバンク研究会」を、中井君

は当時どの程度言ったか知らないけれども、考えついていたのです。ノンバンクというのは要するに銀行から金を借りて又貸しをしているわけです。だから、従来の哲学では、銀行をコントロールすれば、そのいわば効果が及んで貸金業者をコントロールすることは可能なはずであるというのが一般的な考え方であったと思います。私は、それではだめなので直接の行政対象にノンバンクを取り込まないといけなく考えていたのですが、その理由は3つありまして、第一点は、とにかくあまりにも大勢からあまりにも多額を借りているので、メインバンクなるもののコントロールが効かない、ノンバンクは独走してしまっているわけです。第二点は、このノンバンクは後世おそろべきだ、今は銀行のダミーみたいな格好をしていて、したがって健全性に問題があるので我々は気にしているわけだけども、それはそれとして、やがて生き残ったノンバンクは資金調達能力を身につけて金融市場の中心的存在になるのではないかと。実は、私が、銀行課長か調査課長のときにアメリカに行って、AMEXの、今は引退したと思いますが、ロビンソン三世という人がいたのですが、あのあたりの講演を聞いて「なるほど」と思ったのですが、とにかく破竹のごとき勢いなのです。日本も今にそうなるに違いない、私は今でもそう思っていますけれども、ノンバンクは後世おそろべきであって何か手立てを打っておかないといけなく。

第三点は、今ならば独立系が少ない。したがってまだ銀行局長が「ワン」と言えば声は届く。要するに主なノンバンクは銀行屋さんあがりです。私どもが知っていた人たちが社長や会長になっているわけですから「お願いしますよ」と言えば少しは声は届く。しかし、何年もたち代替りしたらもうわからない。だからやるなら今だと思ひまして、何か考えなければいけないと思っていたのですが、先ほど平成元年10月の通達の話は申しましたが、いよいよ本腰を入れるというので翌年の春に「ノンバンク研究会」というのを組織することにいたしまして、中井調査課長が奔走したのですが、座長に米里 恕さんをお迎えして、主要ノンバンクの各界の代表者を集めたのです。それが一つのパイプになるなと思っていたのです。

ノンバンク研究会は、平成2年4月から平成3年4月までかなりおもしろい議論をしましてレポートをまとめました。その時は土地問題が世間の議論の中心だったのです。そこで、これを種にして貸金業規制法の改正でとっつかまえようと思って動いたのですけれども、それはもっぱら土地融資問題を振りかざしたものであったということもありますし、貸金業規制法の第1回改正は平成3年5月に成立して9月から施行になったわけですが、これは簡単に言うと土地融資の実態把握と適正化のために報告を取れる。そこまでは取っ

たのですけれども、そこから先には進まなかったわけであります。

そのうちに、世の中はますますノンバンクが心配になるような情勢になってきて、これは本当に健全経営問題を考えなければいけないということで、平成3年10月に「ノンバンク問題懇談会」というのを組織して、これはどちらかというと健全経営指標を作ろうとか、何かそういう気の長い議論をやろうと思っていたのですが、片方で制度改正法案が国会で頓挫しかかって、ノンバンク問題で何か色をつけないと沢田 広先生をはじめなかなか動かないと思ったもので、大あわてで議論をまとめることにして「ノンバンク問題懇談会」のレポートは平成4年6月にお出し願っております。

このレポートを振りかざしながら、自民党の「ノンバンク小委員会」や何かに働きかけて、結局、第2回の改正をやって、このときには「土地融資の実態把握のため」という限定を簡単に言えば外したのです。外して、健全経営に関係がありそうな事項の報告がとれるようにしたのですが、一つの論点は検査権を持つかどうかということでした。私どもだいたい攻撃を仕掛けたのですけれども、議員会館には[REDACTED]や何かの手先と思われる者がうごめいていたりして、結局、大蔵にそこまでの権力を与えることは反対だみたいな議論で、検査権を取ることは失敗したのです。第2回改正はとにかくそこまではいった。

余談になりますけれども、検査権を取るということは、私もややアンビバレントなところがありまして、実はそもそも出資法ができたのが昭和22,3年……。

〔 大月 〕 29年……。

とにかく大蔵省たるものがあるべくそういうものに手を触れるなというのが伝統的な哲学だったと思います。にもかかわらず、法律に「大蔵大臣は……」と書くというので、当時、大蔵事務当局は非常に抵抗したようです。しかし、都道府県知事に全部委任するのだからいいではないかと言って議員さんにくどかれて渋々「ウン」と言ったという話がありますね。

しかし、世の中がだいぶ変わったので、貸金業規制法を作るときに、そこはひとつ腹をくくったわけです。そして、信用組合と同じように「二つ以上の都道府県にまたがるものは大蔵大臣……」、簡単に言えば財務局、「その他のものは都道府県知事」というふうに編成を変えたわけであります。

そういう歴史もありますので、だんだんと近づいて手に触れるようにはなっているのですが、逆に不始末のクレームを一々大蔵省に持ち込まれてもたまらないしということはありません。第1回改正の時は秋山審議官以下、第2回改正の時は高橋審議官以下をけしか

けておいて申し訳ないけれども、検査をどうするかというのは、欲しいようでもあり、煩わしいようでもあり、難しい問題だと心中は思っていました。

(4) ノンバンク大手3社の生保子会社への取込み

そういうことがありましたが、とにかく貸金業規制法を2回の改正までやった、そこまである意味では仕事を広げたということはやったわけであります。

もう一つ、これは私独自の戦略で、保険部長をずいぶん促したことがあります。ノンバンクの中の最もおそろべきものは、当時私は3つだと思っていたのですが、オリエント・ファイナンスとオリエント・リースと日本信販、この3社が要するに眼目である。この中のオリエント・ファイナンス、今オリコといっていますが、これは阿部 喜夫さんという第一勧銀の人が行っているのでもあまなのです。あれは銀行系だと言えなくもない。オリックスは独立系ですね。日本信販の山田さん、あれも独立系です。こういう連中が、それこそロビンソンのような、後世おそろべきものになるということだろう。それと全くノータッチでいるわけにはいかないだろう。そこで何かヒモを付けたいなと思っていたのですが、彼らが外資系の生命保険会社と合併を組む、そして生命保険の世界に乗り込んでくるという動きがあったわけです。それはしめたというので、それをなるべくうまく成り立つようにして、当時、オリエント・エーオンといっていました、今は、オリコ生命。オリックス・オマハといっていたのが今はオリックス生命。エクイタブルというのがあったのですが、これが今はニコス生命。こういう生命保険が今あります。少なくともそういうところまでいってしまえば銀行局長や保険部長が「相談がある、会いたい」と言えば必ず出てくるはずです。とにかくそれをなるべく取り込もうと思って、保険部長に説明してノンバンク大手3社に対して生命保険のライセンスを出したということがあるのです。

(5) 住専問題

その次はいよいよ住専でございますが、住専というのは簡単に言えば貸金業者、ノンバンクであり、ノンバンク一般が悪いように住専も悪いに決まっていると思ってはいました。従来、いろいろ通達を出したりするときも住専に対してはあまり正面から向かないで、しかし、彼らは住宅金融協議会といういわば自治組織を持っていたので、そこで申合せをさせて、それで一応当局に協力するという姿勢は出すようにしていたわけですが、一般のノンバンクと同じで要するにアテにならない。

そこで、「ノンバンクはどうかね」という問題意識を持ったときに、平成3年の夏から中小金融課長太田 省三、企画官杉本 和行という時代があって、とにかく旧出資法に

「調査することができる」と書いてある。住専は貸金業規制法ではなくて旧出資法の系列に残っていたものですから、法律にこう書いてあるからこれを使えないかという問題提起をしたわけです。これはなかなかおっかなびっくりのところがありまして、というのは、この調査権はもともとは昔の貸金業者に対する調査権であって、簡単に言えば暴利取締りみたいなそういう観点の規定だったのだらうと思います、趣旨は。しかし、「調査と書いてある、これを使えるか」というわけで、法制局にも行ったのです。「これは、やれる」という御墨付をもらったので、じゃあ、やろうということで、実はまず[]をと思ったのですけれども、[]でありますので、[]だったかもしれません、あそこに真っ先に行くのは避けて、実績を作ってからやろうじゃないかというわけで、まず平成3年10月に住宅ローンサービス、平成3年12月に総合住金、これらはそれぞれ非常に協力的なわけですが、そこに手をつけて1回、2回と実績を積んだ。今度はいよいよということで平成4年になってから[]に「次はおたくに調査をかけたい」ということでモーションをかけたら、要するに[]が調査に反対しているというわけです。そこで杉本企画官が口ききに行ったのです。確か平成4年の1月21日か22日です。そうしたら「撃退されました」と言うわけです。私はそのときの陣容を見まして、次は課長、次は総務課長、次は審議官とやっていってもラチがあきそうもない、敵は強敵ですから。そこで「次は俺が行く」ということで、平成4年1月23日に杉本君と2人で出かけて行きました、1時間半ぐらいいやりましたな、結局、「同意できない」とくるわけです。「同意できないって言っても困る」、そうしたら最後には「いや、じゃあ、調査してもいい、その代わりに全部質問は俺が答える」というわけです。それもまた困ると思ったのですが、時間切れで帰ったのですが、後は中小金融課がうまくやってくれまして、要するに向こうの会社の担当者ベースとの間で協力関係ができて、調査は何とかできたということなのです。結局、住専8社、国会でもめたのは7社ですが、住専そのものは8社ありますので、8社順ぐりに終わるのに1年ぐらいかかったと思いますけれども、平成4年のはじめのあたりでは、悪化しているけれども致命的という状況では瞬間風速的にはなかった。それから、そのときの銀行界の3月決算も、もちろん前よりは悪いけれど何とかとりなし説明ができないことはないぐらいのことでした。だから、平成4年度になってから物事は釣瓶落としのように悪くなったと思います。

住専問題というのはそれぞれ各社ごとに関係者というか母体行とかいろいろな勢力がおりまして、それぞれが「あれ、どうしようか」ということで額を集めて、地銀生保系住宅

ローンであれば地銀協とか、それが独自にいろいろやっていたのです。だから、私は、お家流もあるからそれぞれバラバラにやらせていたらいいのではないかぐらいに思っていたのですが、結局、その問題がこじれて後でダンゴにするようになったという状況であったのでしょうか。住専問題はそこまで私の段階では終わっております。

〔 山口 〕 ちょっとここで休憩を……。

〔 土田 〕 あとは個別とか何とかでいままでほど時間はかかりませんから。個別を言い出すとキリがありませんからほどほどにしますけれども。

〔 山口 〕 総量規制をかけるでしょう。そうすると銀行は自分の住専にお客さんを回したんじゃないのかね。

〔 土田 〕 総量規制をかける前からもそうだと思いますね。銀行はというか、各銀行ごとにパターンが違いまして、ないしは各住専ごとに。ややケース・バイ・ケース的な扱いですが、熱心に回している銀行というのはいくつかあったと思います。

〔 山口 〕 そういうのもあったのだろうが、総量規制で率が決まるでしょ。

〔 土田 〕 そうですね。

〔 山口 〕 そうすると、それでもまだ需要があるのだからから……。

〔 土田 〕 そういうことはあったと思います。

〔 中井 〕 住専の方はチャンスだっていうので、ずいぶんもらいに行ってるというんですね。

〔 山口 〕 そういうこともあったよね。

〔 中井 〕 銀行があまり出せないから、コスモ信用組合とかあの辺もみんなそうなのですけれども、総量規制の後に……。

〔 山口 〕 農協は総量規制はかかっていたのかね。

〔 中井 〕 農協は報告を求めることになっていたのです。県信連以上ですけれども。ただ、金融機関貸付になっていましたので、枠がはまってない格好になったのです。

〔 山口 〕 いや、農協から住専に……。

〔 中井 〕 農協は貸せません。信連のレベルでは住専というのが金融機関向け貸付に……。

〔 山口 〕 なっちゃうの？

〔 中井 〕 ええ、10年ぐらい。85年か何かのときに協住ローンができたのですね、農中の子会社の。それで自分たちでやりたいと。

〔 山口 〕 その分を充てたわけだね。

〔 中井 〕 それで、住専というのは……。

〔 山口 〕 一体に入ってしまったわけだね。

〔 土田 〕 それは、彼らの通達の位置づけでは、信用金庫、信用組合、短資会社と並んで、銀行その他の金融機関という位置づけなのです。金融機関だから員外貸付の制約は受けない。ただ、最高限度を半期ごとに届けさせるということにはなっていたのです。それから、不動産業向け、建設業向けは別途四半期ごとに、これは員外みたいなものですから、報告を求めているというようなことではあったし、要するに数字がわからないという状況にはなっていなかったということだと思いますが……。

〔 中井 〕 県信連というのは農水と特金との共管で、ところが県信連というのは検査は向こうにお任せで「農中はうちでみます」という、そういう意識が非常に強くて、県信連は農林水産省から通じて上がってくるので、問題意識が極めて……。

〔 土田 〕 信連協会が資料を持ってくるとか、そういうことなのです。だから、要するにあっちの世界はあっちだという意識が我々にもありましたね。

〔 中井 〕 うかつと言えbauかつ……。

それから、当時、住専が潰れるなんて誰も夢にも思ってなかったということもあります。今から考えればうかつであったということなのではけれども。

〔 土田 〕 ただ、おもしろいのは、数字は後ろにありますけれども、農林中金そのものも貸している。農林中金の方が1年早く逃げ出しているのです。彼らはもうそろそろ潮時だと気がついたのです。

〔 中井 〕

研修会で農中はちゃんとやっているのです、1年たったところで。要するに総量規制が立ってから県信連は2年間にわたって住専に貸し増ししているのです。農中は一年でやめているのです。その1年目頃に「ちょっと、危ないんで」というので農中の連中は研修で県信連には言っている。

ところが県信連というのは貸すところがないわけです。非常にいい貸出先で、当時、例えば日住金が一部上場するとか、ハウジングローンが、のところで、追いかけて上場を目指すとか、そういう状況なものですから、非常にいい貸出先だと思ってやっちゃったんです。

ノンバンク研究会は、が来ると困るので河原さんに来てもらったという……。

〔 土田 〕 そうだよ、なぜそこを委員にするかという住宅ローンの代表格だからだと。住宅ローンで一番大きいのはハウジングだったのです。

〔 中井 〕 日住金を抜いたのです。

〔 土田 〕 余談ですけども、前半の、中井君がやっていたノンバンク研究会の頃は、ノンバンク代表は意気盛んでした。とにかく銀行や何かは時代後れだぐらいの勢いで弁じ立てていました。

〔 中井 〕 それから、座っている方がみんな銀行の副頭取とか専務をやった人ばかりですから、こっちもそんな目茶苦茶なことになっているとは夢にも……、うかつだと言えうかつなのですけども。

〔 山口 〕 オリックスなんかは来てないわけ？

〔 中井 〕 オリックスも来ました。

〔 土田 〕 宮内さんの話を聞いたことがある。

〔 中井 〕 各業態の代表を出していましたから。あれ、日本信販でしたっけ、誰でしたっけ。どっちか出してましたよね。

〔 土田 〕 宮内氏の話は聞いたことはあるよ。

〔 中井 〕 それから、企画部長的な人が来るのですけれども、それがまた大体銀行の支店長や何かをやったような人ばかりなのです。だから、今となればうかつだと言われるだけなのですが、そういうことになっているというのはやや想像力不足だったですね。

〔 土田 〕 しかし、あの頃は彼らは確かに自信に満ちていたと思います。パンフレットみたいなものを配ってくださいということでお願いすると、あれをやっている、これをやっている、こうやっていると、とにかく極めて多彩なのです。それだって彼らは銀行と違って兼業制限がありませんから何をやったっていいわけです。オリックスなんでプロ野球まで持っておられるでしょう、自由は利くわ、社会的責任は薄いわで、こんないい商売はないということだったでしょう。

〔 中井 〕 アメリカで、ノンバンク・バンクスという存在が非常にもてはやされていて、非常に業績を伸ばしていたのです、GEキャピタルだとか。そういうような感じがずっと我々の方にもありましたですね。

〔 山口 〕 その頃、もうアメリカはバブルがはじけていたわけでしょ、それは意識にあったかね。

〔 土田 〕 ノンバンクということではなくて銀行自体が、銀行というか中小も含めて

非常にへばっているということはよくわかっていました。事実、SL救済法みたいなものは出ておりました。それから、3Lといいまして、要するに銀行が苦しんでいる「L」が3つあるのです。LandとLDCとLBO、その3Lなんていうのは非常に大きな話題になっていましたしね。

それから、あの頃、千野君から聞いたのは、シースルー・ビルというのがある。つまり、ビルの中ががらんだわけですね。こっちからビルの中を通して向う側が見えるというわけですね。不動産不況ですね。

〔 中井 〕 アメリカというのはご案内のとおり、例えばリアルエステート、常に波がありますので、その循環の一つだという。

〔 山口 〕 ヨーロッパはまだだったのかね。

〔 中井 〕 ヨーロッパはあまり聞かなかったですね。

〔 山口 〕 日本と似たようなタイミングだったんだね。

〔 中井 〕 ええ……。

〔 土田 〕 そうかもしれません。

〔 中井 〕 日本の不動産市場が他とちょっと違うという思い込みが強すぎたですね。

〔 山口 〕 土地基本法というのはいつできたのかね。

〔 土田 〕 平成3年のまさに総量規制の……。

〔 中井 〕 前年の12月です。

〔 山口 〕 あの頃からやはり問題にはなっているんだよね。

〔 土田 〕 総力挙げて政府が取り組み始めたわけですね。

〔 中井 〕 あれで条文が入ったんですね「金融面に配慮する」とか何とか、入れられちゃったんですね。

〔 山口 〕 公共的な……。

〔 土田 〕 そういう位置づけでありまして、それが母法みたいになって、いろいろ税は動き出す、国土利用規制、監視区域とか、そういうものが動き出す。

率直に言えば金融というのは進むのも速いし逃げるのも速い、非常に即効性がある。それに比べて本式の方の道具立てはずいぶん後れた。しかも、金融の方はパッとやめているのに、その後もモタモタまだやっている。だから、筋としてはまともなやり方かもしれませんが、ああいう法律を通してやるやり方というのは遅れます。ある意味では、そんなことを言うといけないかもしれないけれども、ああいうものが後まで残ったので、地価の下

落が一層はなはだしくなったということはあると思います。

〔 山口 〕 税もそうだよな。かけるときはわりに早いけれども、まけるときはどうしても遅いんだよ。

〔 浜中 〕 主税はずいぶん反対してましたからね。

4. 合併・転換の交通整理

(1) 合併

次に、合併転換の交通整理という話題に入ります。

総論的に合併の話は非常に多かったです。私は銀行に対して一般論的には三つのことを言っていました。一つは、銀行局というのは銀行のお世話をするのが仕事だから、経営上の判断としてこうしたいというのであれば、なるべくその銀行の希望をかなえるようにお世話しましょう。しかし、第二に行内とか取引先とか世間があまり騒ぐようでは困ります。第三に、公正取引委員会というものがあって、そこでいろいろ審査をするので、それをパスすることが前提になります。そういうことで、しかし、前向きにご相談を伺いますということなのですが、これもついでに申し上げておきますが、東邦相互の場合はやや別ですけども、それ以外、私どもの方から「あなた、こうしなさい」と言ったことは1回もないです。すべて彼らの方で「こうしたい」と言って乗り込んできた、それを受けて立ったということでございます。

① 三井銀行・太陽神戸銀行の合併

その一番早いのが三井銀行と太陽神戸銀行の合併の話でありまして、平成元年8月10日に松下頭取が現れたわけです。末松社長と話をしているうちに合併しようということになったというので、私は腰を抜かささんばかりに驚いたのですが、それから後で松下さんは平澤次官のところに行った。平澤さんも「ほんとカッ」って驚いたという話があるのですが、それは見たわけではありません。しかし、これは非常にうまくいった例でありまして、だんだんお膳立てを進ませて8月22日に、当時はよくやっていたのですが六本木荘に両行の頭取、社長に来ていただきまして、橋本大蔵大臣と話し合っていました。それで大臣に確信を持っていただいた。それで8月29日に発表ということで、これは相当うまくいったと思います。ありがたいことであります。

② 協和銀行・埼玉銀行の合併

協和銀行と埼玉銀行の合併と、山陰合同銀行とふそう銀行の合併というのはほぼ同時並行的にやってきたと思います。協和の方は平成2年10月8日に横手協和銀行頭取が来て、11日に増野埼玉銀行頭取が来て、それぞれ意気投合して首都圏銀行を作るというわけです。なかなかいい話だと思ってこれも順調にいきまして、11月7日に橋本大蔵大臣に六本木荘で話し相手をしていただいております。13日に発表ということで、これもうまくいった方なのですが、ただ増野さんというのは埼玉銀行のプリンスと言われた人で、これが新銀行の頭取になったのですけれども、事件で討ち取られてしまったのです。やや気の毒ではありますが。

③ 山陰合同銀行・ふそう銀行の合併

山陰合同は、平成2年9月14日に、まず住友銀行の副頭取の峯岡氏が来まして、これは磯田さんの決心だと言うわけです。要するにふそう銀行は住友系なのですが、先行きどうも抱えきれない、しかるべき相手があったら合併させるべきだということで、山陰合同銀行にその気があるらしいので是非やりたいというわけです。

その数時間あとに山陰合同の副頭取の丸 磐根さんという人が来まして、彼とはロンドン時代のパートナーなので昔からよく知っているのですが、彼がやりたいというわけです。彼としては、これによって兵庫の方を狙いたい、岡山の方を狙いたいと。山陰合同というのは鳥取、島根では金城湯池、鳥取銀行はありますけれども。やはり山陽の方を狙いたいわけです。それでふそう銀行を足掛かりにしたい。

合銀には、深野さんという、これも日銀出身の頭取なのですが、この人はなかなか慎重でうるさい居士がいて、この人が現れたのはだいぶ後だったと思いますけれども、とにかく話が始まりまして、11月13日に、深野山陰合同銀行頭取と柏瀬ふそう銀行頭取が、これも橋本大蔵大臣に六本木で説明をしております。11月18日に正式発表ということなのです。

ただ、この頃から公正取引委員会が、支店を分けろの、減らせのというようなことをいろいろ言い始めまして、ずいぶん担当者は苦労したと思うのですが、要するにもともとあの辺は畑が貧弱なわけです。だから、そこに生き残っている銀行が市場占有率が高いのは当たり前なのです。東京や大阪のような畑が豊かであるところと非常に違いまして、やせた土地で占有率が大きいからといって文句をつけるというのはおかしいではないかとこちらは言ったのですけれども、公正取引委員会はなかなか「ウン」と言いませんで、結局、かなり支店を切り刻んだりしたと思います。

④ 東海銀行・三和信用金庫の合併

あとは、ここに書いてある東海銀行と三和信用金庫。三和信用金庫というのは、中野の方にあり、信用金庫の中で目につく動きをしております、いい線をいっていたのですが、いつの間にか悪くなったのです。平成3年3月11日の朝、三和信用金庫と合併するという話が東海銀行の東京の方から上がってきたものですから、私の方で「頭取から聞くまでは、要するにきちんとした印象を持つことができないので、頭取に来てもらいたい」と言ったら、夕方、すっ飛んできました。伊藤頭取が来まして合併するというわけです。これは際どいところで翌日（12日）発表しました。これもやや救済型でありますうまいきました。

⑤ その他の銀行の合併問題

あと、救済型でないものとしては熊本ファミリー銀行というのが誕生しました。あそこは肥後銀行というのが猛烈に強くて、No.2とNo.3が合併した格好であります。

これは救済合併型ですが、駿河銀行が熱海信用組合、近畿銀行が大阪復興信用組合、そういうのがそれぞれありまして、だいぶ遅くなって平成4年になってからは三菱銀行の若井さんが来たので何事かと思ったら、霞が関信用組合を吸収すると。そういうものがあつたりいろいろなケースがあつたのだと思います。以上は世間に出たことだけを言っております。銀行合併の話では、小山・永田コンビがよくやってくれました。

世間に出ていないものもいくつかあるのですが、これはちょっとうまくないと思いますので説明は省略させていただきます。

(2) 相互銀行の普通銀行への転換

① 第一相互銀行

転換ですが、これは平澤前局長のときから孜孜営々とやっていたのですが、相互銀行の普銀転換という話が68行ございまして、平成元年の2月1日に52行、4月1日に10行、8月1日に3行、最大問題は、残りが3行。残りは何かという第一相互と徳陽相互と東邦相互だったのです。いずれも相当なあれなのですが、第一相互は平澤前局長のときに大騒動を起こしたわけでありまして。今亡くなられましたが清二彦さんが入ったりしてお目付役をやっていただいて、とにかく太平洋銀行になった。平成元年の10月だと思います。

② 徳陽相互銀行

徳陽相互が大問題でありまして、ここはちょっと一場の物語をいたします。徳陽については、大体検査の結果がよければ転換を認めるかという話にはなっていたと思うのです。

検査は元年の10月7日に、これはちょっとわかりませんが、その頃検査をやっております。分類率とか欠損見込率はかなりよくなっているという数字にはなっております。あそこは会長が早坂会長で、歴代社長が非常に難儀をしているわけです。

〔 山口 〕 甲斐さんが行ったの？

〔 土田 〕 そのとき甲斐さん。甲斐さんは非常に熱心に精力的に活動をされていたのですが、平成2年初頭に倒れたというか、

ということになってきたのです。3月1日でしたか、早坂会長は金野検査部長のところに来て「どうも甲斐さんは難しいようだ。また、この次の人がいないだろうか」というような話を始めたのです。こっちも本当に困ったのですが、いろいろ諸先輩の、ことに宮本 保孝さんや何かの話を伺って、協和銀行の監査役をやっておられた大谷 邦夫さんを引っ張り出そうと考えたのです。年からいっても早坂会長よりちょっと上なので、つまり、早坂会長をコントロールできる立派な人だと思ったのです。それ以外、いろいろ探しても見当たらない。要するに早坂会長が大問題なので、これをうまくコントロールしながら行内をきちんとする腕力のある人でないとだめだ、しかも乗りかかった船で転換の作業は始まっていますからここで退却するわけにはいかない。非常に困って孜孜営々と大谷さんを口説いたのですが全然「ウン」と言われないわけです。しかも大谷さんはわりあい痩せておられますので、私もこの方を煩わせるのは悪いなと思っていたのですが、これは思い出話を申しますが、私は3月8日に「富司林」で酒を飲んだのです。相手はどこかの電力ですけれども。そのときに「富司林」のおかみさんとの間で大谷さんの話題がちょっと出たのです。実は大谷さんはあそこにずいぶんなじんでおられまして、おかみさんは「よく飲む」と言うわけです。「最近でも飲むか」と聞いたら「飲む」というわけです。しからば申し訳ないけれどもお元気なようだから大谷さんにまたお願いしようと思ひましてお願いにかかったのですが、協和銀行の頭取は当時横手さんで、この方は大谷さんと大学も同じで、大谷さんと非常に仲が良かったので、大谷さんに火中の栗を拾わせることに難色を示したのです。大谷さんに「私が断ってあげる」と横手さんは言われたそうです。しかし、大谷さんはそのとき「いいです」と言われたということで、そのときには腹を決めておられたのかもしれませんがね。曲げて引き受けていただいて徳陽相互銀行に入っていただいたのです。「1年ですよ」とは私は聞いてなかったのですが、

「とにかく1年か2年で引き揚げますからね」というふうには伺ったのですけれども、結局、ダラダラと何年もお願いすることになりました。協和銀行におられたら何一つ苦勞は

なかったのですけれども。しかし、あの方に入っていたお陰で諸事歯車が回り始めて8月1日に転換をしました。

③ 東邦相互銀行の伊予銀行への吸収

第三の話題の東邦相互はかねてから名うてでございまして、これはとにかく経営内容は不良そのものでありました。

〔 山口 〕 〇 ■■■■■？

〔 土田 〕 ええ。

要するにあそこは■■■■■みたいな感じなのです。■■■■■対策というのが、また一つ大問題だったのですが、結局そこは■■■■■が猛烈に頑張ったのです。あっぱれなものだと思いますね。■■■■■という■■■■■がいたのですけれども、■■■■■の持株を取ってしまったのですから、豪勇無双だと思いました。とにかくあれやこれやで日銀もまた非常に愛媛のあの辺は非常に思い入れがあって「どうする、どうする」、「どうするって言ったって、こっちも困っているのだから日銀が知恵を出さないか」と言っても、日銀も大して知恵はないしグルグル回っているだけだという感じでもあったのです。

〔 山口 〕 三重野さんは松山支店長だったからね。

〇 〔 土田 〕 そういうこともあるのか、日銀はえらく熱心だったのです。熱心というのは問題視するという意味での熱心で、「じゃあ、どうする」と言ってもロクな案を出してこないの、あまり頼りにならなかったのですけれども、そのうちに私の方も、■■■■■が問題なのだから、■■■■■が「ウン」と言わないとこれは成り立たない。■■■■■は時々■■■■■のところに行くのですが、■■■■■が何かいいことを言うらしい、これは■■■■■に注射しなければいけないということで、私が■■■■■のところに出かけて言って「あまり甘いことを言わないでもらいたい」と言ったこともありました。それは平成2年の2月です。

〇 それやこれやで5月、6月ヤッサモッサ。その間、中小金融課は一生懸命東邦相互の水口社長を口説いていました。水口さんというのはなかなかしっかりした人で、押したり引いたりねばり腰なのですが、この銀行をきちんと始末をつけなければいけないという意識は持っていたと思います。それでその話は続いたのですが、しかし、問題は始末するはいけれども、どこが背負うかといったら伊予銀行が一番自然であります。ところが伊予銀行はえらく渋い、これは当然なのですけれども。押したり引いたりラチがあかないので、今日は私の説明ですから私がしたことを言いますと、平成2年11月29日に四国銀行頭取会

○
というのがあったのですが、銀行局長は珍しくあそこには出張することになっているのです。出張しまして、その日も若干仕掛けを作っておいたのですけれども、その翌日30日午前7時頃に枡田さんだけを、枡田さんというのは伊予銀行の頭取ですが、ある部屋に呼んで「お願いしたい」と言ったら「だめだ」と言うわけです。「しからば……」というのでこっちもかねがね備えていたものですから、「それならば第二案がある。広島銀行、百十四銀行、四国銀行に少しずつ持ってもらう。そういう案もありますが」と言ったら顔色が変わった。それは、広島から南下する、香川からこっちに来る、高知から攻め上がるわけですから、そんなことをやられたら伊予銀行はたまらないというわけです。それで、だいぶ顔色が変わったので手応えがあったと思って帰ってきたのですが、それやこれやで、その後の行ったり来たりがエンドレスに続きまして最終的に合併契約に調印したのは平成3年11月7日です。やっと〇も納得して、ゴルフ場付のホテルか何かを〇に残したのかな。これで何とか終わったと思いましたが、そのときつくづく感じましたのは、こういうものは両当事者が合意しないといけない、合意するためにはあまり苛酷な条件では成り立たない。ですから、預金保険をこのとき初めて発動し、伊予銀行に対して貸付をしたのですが、それが資金援助の最初の例でございます。

片一方で、確か東邦銀行の株主にゼロではないのです。何がしかの持分を認めております。これはどういう理屈で付けたのか知りませんが、やはり株主が「ウン」と言わないと合併総会は成り立たないのです。そこが今のやり方の非常に苦しいところだと思いました。

○
その点は、去年あたりの制度改革のときに手を入れまして、そこは非常にやりやすくなったと思いますけれども。ネゴベースで合併を、しかも不本意な合併をまとめるということとは非常に難しいです。

④ 八千代信用金庫

次の八千代信用金庫というのは、〇がしまして「銀行になりたい。銀行でなければ一人前と言えない」というわけで普通銀行に転換するということで、結局これは転換して、平成3年3月に認可したと思いますが、第二地銀になりました。以上が合併転換でございます。

5. 個別事件への取組み

次に個別事件の取組みですが、これがまた実に多彩でありまして、よくもこれだけあっ

たというようなものですから、一応、名前だけを読みますと、住友銀行はイトマン、これは大阪です、青葉台支店。埼玉銀行は蛇の目、小谷です。東京営業部、これは偽造預金。富士銀行が大阪府民信用組合、赤坂支店の貸付課長だったか何か。東海銀行は秋葉原支店。東洋信用金庫は、偽造預金証書の事件なのですが、蓋を開けてみたら興銀も大阪支店で盛大にフリコーを売っていたというあれです。突然破綻したのはＢＣＣＩの東京支店。証券のあおりをくらったといえますか、特金ファントラ問題みたいなやつで損失補填問題関連。終わりの方に出てきたのは東京佐川急便。ザッと思っただけでもこのぐらいはあります。他にもずいぶんあります。

これをどう説明するかというのはなかなか難しいのでありますが、なるべく個別ではなくて総論的な話を申し上げますと、わりあい早くあったのはイトマンと蛇の目であったと思いますけれども、イトマンあたりから目についたのですが、要するに常軌を逸した無軌道な企業経営とそれを煽った不健全な勢力の存在が目をつけた。かつそろいもそろって天下の大銀行ともあろうものが、ある時期には無軌道な経営を放置していた、むしろ助長していたということがだんだんわかったわけです。それはべつに銀行や信用金庫が組織として犯罪をやったわけではないので、金融機関の内外に巣くった連中が犯行を犯したわけではありますけれども、やはりそこまで怪我を大きくしたことの背景には、天下の大銀行の組織的な大失態ないしは重過失があるとやはり感じました。およそ手堅い銀行というイメージを裏切ることにはなはだしいものがあったのであります。

バブル消滅の結果の第一の産物は不祥事件の発生であるというのはどの教科書にも書いてないわけですが、これはただ早く発生したという時間的な問題だけではありませんで、未曾有の難題を残したという内容的な面でも我々の神経を非常に悩ませた。続発いたしますので、次々と事件が起こる、それに新聞や雑誌が一生懸命に火種を補給する、とにかく「また、出たか」ということが二度、三度と重なると、まだあるのではないか、次は何が起こるかわからないという気分になる。当局も金融機関も自信喪失の状態に陥りがちになる。それを持ち堪えなければならないというのですから、正直言ってなかなかしんどかったです。ですが、とにかく、そういうことであまり各論には入りませんが、一連の事件がありますうちに、今度は警察が暴力団対策に本腰を入れ始めたわけでございます。ちょっと時系列的に言った方がいいですか。

(1) 住友銀行：イトマン事件その他

めばしい事件のカレンダーをいくつか申しますと、住友銀行のポイントは平成2年10月

7日に磯田さんが辞意を発表した。日曜日です。しかも大蔵省や何かに事前には言わなかった。その点は銀行の中で何か議論があったそうですけれども「それはいいんだ」と言って押し切った。住友銀行の最も長い日で、要するに磯田さんは引退する、巽さんは生き残るということが決まったのが11月16日ごろでしょう。河村イトマン社長が辞任したのが平成3年1月25日という調子でありまして、その間、平成2年9月25日から検査に入り、講評は平成3年2月14日、134日間の検査をやっております。示達は平成3年3月26日で、そこまで足すと138日間。要するにここで申し上げたかったのは、イトマンは平成2年から3年にかけての早い頃の事件だということです。

(2) 富士銀行：赤坂支店事件その他

平成3年になると、夏頃にドカスカといろいろなものが起こったわけなのですが、大阪府民信用組合はわりあい早かったと思うのですが、むしろ富士銀行赤坂支店が大問題です。赤坂支店の問題に我々が気がついたのは平成3年6月でございます。これはまた大騒ぎになるぞと思っていたのですが、図らずも平成3年6月20日に、読売が野村証券の損失補填をすっぱ抜いたわけです。これは実は朝日か何かが前から知っていたのを、株主総会が終わるまでは記事にしないぐらいのことがあったらしいのです。それを読売が出し抜いたのです。それで他の新聞が猛烈怒ったということがあったらしくて、野村に対するあたりは非常にきつかったです。そういうことで田淵社長が辞めたのはそれからわりあいすぐです。

6月20日にまずそれが出たものですから新聞は証券一色になった。それで我が方の富士銀行赤坂支店の事件がマスコミに発覚したのが7月25日なのです。その間には1か月あったのです。それは結局、我が方が二番手になったという意味で、まだしも頭から火のなかに飛び込むということではなくてすんだという皮肉な話でございますが、ただ内容は非常に重症でありました。淡々と申しますと、8月3日に小林 豊樹秘書官は辞職しております。10月3日に富士銀行の端田さんが辞職をし、大臣が辞意をもらされ10月14日に辞任しておられます。これが6月、7月に始まった事件です。

8月になると、平成3年8月9日金曜日に東洋信用金庫でどえらい事件が起こったということがわかったのです。金・土・日と死物狂いで対策を高じて、これが世間に洩れたのは8月13日火曜日発表、同時に尾上 縫逮捕ということでした。そういうことでこの頃がピークであったのですね。さすがに相当こたえました。

平成3年8月28日に、当時の國松警察庁刑事局長が私どもに、これは警察として一言なかるべからずなので、実は彼は私の剣道部の後輩なのですけれども「一札出したいので受

け取ってくれ」と言うわけです。「しょうがないから受け取る」ということで受け取ったのですが、それは、「金融取引における暴力団の介入排除」ということについての要請文でありまして、これを銀行に流せと言うので流しました。そういうことがありました。そうしたら、個人的な話ですが、その日のうちに、吉野 準氏はあのとき何をしていたかな、警察庁の次長の前だから、とにかく彼とは官邸の仲間ですけれども、警備局長か何かだったかちょっと覚えておりませんが、「おまえが心配だから、警護対象のリストに載せる」というわけです。そのときはすぐに云々という騒ぎはなかったのですけれども、早速警察署の人が宿舎に來たりしまして、その前後はそういうようないつうしい状況になったわけでありまして。

平成3年8月31日に、橋本大蔵大臣は国会での答弁で「金融システムの信頼回復のための措置」というのを発表されました。それである程度手を打ったわけですが、その後、行革審が拾って、先ほどもちょっと申しましたが9月13日に答申を出す、証券金融特別委員会は衆参両院でそれぞれ決議をする（10月）という調子で、要するにその年の夏から秋にかけては全くそういうことで大騒ぎであったわけですが。

(3) B C C I 東京支店事件

大体、今のカレンダーで大きなことは申し上げましたが、ちょっと気分が変わるような話として、B C C I の東京支店でございますが、これは平成3年の7月6日、土曜日ですが、当局に休業すると支店から言ってきたのです。そのときは土曜日はまだやっていましたので、私はそのときいなかったと思うけれども、福田銀行課長以下で受け付けて大騒ぎになったのですが、翌日の日曜日に全銀協が手形交換場で手形の整理をしたというのは先ほど申し上げたようなことです。月曜日から営業を休止しております。

それで、やはり当局として自分の目で見なければいけないということで、7月15、16日に検査を入れておりますが、一つちょっとトリックを組んだのは、銀行課の担当補佐で氷見野 良三君というのがいたのですが、これがけっこうスタスタとB C C I の店に行って支店長と話をしたりして取材しているわけです。この支店長は第一勧銀のOBで非常にしっかりした人であったそうですが、氷見野君は要するに現場を見ているわけです。そこで、何かのときに道案内ぐらいの役に立つからあいつを検査官に併任しろということで初日だけ一緒に付けてやったのです。というのは、そのとき、実は金融検査組織を持って行かれるという心配があったのです。結局、証券の方は持って行かれてしまったわけですが、金融検査はどうするというときに、私はとにかく断固として行政の中に残したいと思ったの

で、行政と検査は一体であるという証拠を作れということでこういうことをやったのですけれども。

そういうこともあり、結局、営業再開に至らずで平成3年7月22日に保全処分を出し、特別清算を開始しております。この特別清算というのは銀行法か何かに関連の妙な規定があって、昔、調査課長で銀行法案を作った時にはおよそ使うはずがないと思っていたのですけれども、しかし、ついにこのときは使って、大蔵大臣から「閉鎖の状態及び債務超過の疑い有り」ということで東京地裁に通告をして、東京地裁は保全処分を出し特別清算の開始を決定した。やはり規定があるとそれを使うことがあるという実例でございます。

(4) 損失補填問題

損失補填問題はなかなかしゃべりにくいところなのですが、率直に申しまして特金・ファントラとセットになって言われたわけでございます。特金の方は大騒ぎになって、先ほど日付を申しませんでした。6月24日に田淵社長は辞意を表明しております。特金がそういうことをやっているならファントラもいろいろあるじゃないかというふうに誰でも言い出すわけなのです。そこで、いよいよこっちに火が来たなと思ったのですが、私はそう言うては何ですが、補佐のときに信託担当をやってまして、わりあい信託の文献や何かを見た覚えがあるものですから、信託協会からいろいろリステートメントなどを取り寄せて読みました。これは、今、これから信託法みたいなものを書き直すとすればこういう文章にするという試案のようなもので、それがいくつかあるのです。それには今の現行法の簡単なやつよりもはるかに充実した細かい規定を置いてあって、要するに信託の在り方がずうっと書いてある。そういうものをもらって目を通しますと、もちろん受益者なり何なりの利益を一方的に害してはいけないが、害さない範囲なら一種の付け替え的なことはできるのだというふうに書いてあったりするわけです。

そこで、それに勢いを得まして、福田銀行課長と、先ほどそこらにいましたが、遠藤という補佐がいて、その辺と語らって、ここでとにかく食い止めるという決心をしました。簡単に言いますと、べつにそういう事実がないとは言わない、要するに事実はある。しかし、それは簡単に言うと昔から時々ある、よく検査で見つかる、その都度指導して直させている、これは法律違反ではないという論旨だけで通したのです。ですから嘘は言っていないのです。

実は信託が突破されるとえらいことになると思ったのは、例えば生命保険を見ますと、同一のドンブリ勘定、一般勘定の中で誰には何パーセント、どこには何パーセントで握っ

ているわけです。これは今もやっているわけです。「あれは何だ」ということになる。それはもたない。生保もやられたら今度は一般銀行がもたない。もう大騒ぎになると思ったので、あまり自信もなかったけれども、ここで食い止めようと思ったわけであります。

ここはやや綱渡りだったのですが、結局、何とかなって12月5日に「ファントラの業務運営に関する留意事項」というのを業界の方でまとめて、これでケリをつけたつもりなのですが、ちなみにこのときは信託協会の事務局長に阿部 実という元職員がおりまして、この人は特金課の課長補佐までいったのかな？

〔 中井 〕 そうです。

〔 土田 〕 一時、銀行課の長期金融係長をやってまして、これがめっぽう信託に詳しいのです。彼がもっぱら信託協会でスポークスマンをやったらしいのです。これはまた強力であったのです。それやこれやで何とかかんとか発言が矛盾しないですんだというようなことではあったと思います。これは、大ざっぱに言えばそういう問題でございます。

(5) 東京佐川急便事件

東京佐川は、どちらかと言うと運輸省がかぶってくれたので……。それから、特定の銀行があまり深入りすることがない。三和銀行があるいは情報を持っていたのですが、あれはむしろ京都、大阪の方で持っていたのです。だから、渡辺東京佐川急便社長とあまり付き合いはなかったので、銀行の方はあまり関係がない。要するに答弁のときに並んでいるだけですみました。

あとは、そろそろイー・アイ・イーとか、静信リース、高松東部農協、トキワ園芸農協、北海道でカプトデコムの問題で投書が出始めたり、岐阜商銀、とにかくたくさんありましたけれども、大体個別事件はそういうことでございます。

6. 銀行局長の仕事とは

(1) 各種定例会における講話等

最後に、これは全く余計な話ですが、せっかくこういう場面がありますので、感想として申し上げておきますと、銀行局長の仕事というのはなかなか大変だったと思うのは、一言で言えば忙しいということなのですけれども、各種の定例会合において談話、講話というのがありますが、試みに一体どんな会合が何種類あったかということを数えてみたのです。年に1回の会合を除いて、毎月とか2か月に1回とかいうものだけで17種類ある

のです、中の会合を含めてですが、ということを見しました。

その中でも特にあまり手を抜けないのが2つありまして、1つは年に2回ですが日銀の支店長会議に銀行局長が呼ばれて30分間講話をするのです。そこは単騎乗り込むと隣りに総裁がいて、こっちに支店長がズラッというわけです。やはり大変な雰囲気でありまして、しかも向こうは専門家でありますから、あまりみっともないことも言えないというので、これは相当手厚く備えまして、やや自慢話みたいになるのですが、2週間前ぐらいから何を言うかを考えて、自分で全部原稿を作ってワープロで打って持って行きました。これはさすがに非常に好評でした。これはとにかく日銀に笑われたらシャクだということで、頑張っていたのですが、これが一つ。

もう一つは、地方銀行協会で毎月例会があるのです。これは銀行局長が出れば出るで、30分ぐらい立って多勢を前にして講話をしなければいけない。そうするとそれが翌日にはすかさず、本人がしゃべったことよりデキがいいかもしれません立派なプリントになって「土田銀行局長談話要旨」というようなことになって、一応マル秘とかのハンコが押してあるのですが、一斉にあちこちに流れるのです。笑い話ですけれども、検査中の検査官がそれを見せろと言って読んでいるという話もあるぐらいで、ここで下手なことは言えないのです。だから、地銀協の例会のときもかなり苦心しましたが、一般に業界相手の話のときに共通することは、あまり弱気のことを言うてはいけません。どうしても積極的に前向きに元気づける態度でものを言わないとサマにならない。地銀の頭取に聞きますと、「あなたのしゃべった中身は翌日プリントが手に入る。私はどんな顔つきで言っているのか、あなたの顔を見ているんだ」と言いまして、余計あまり弱気ではられない。どうしても多少大本営発表的な話にはなるのです。しかし、これは業界相手だから仕方がない訳なので、ずいぶんそういうことで演説をぶったようなことはありました。

(2) 国会等への出席

次は、どこでも皆さん悩んでいるのですが、国会や与党の会合への出席で、これはまたやたらに多くて、もっとも私の後任者になってからの方が多かったかもしれませんが、とにかく時間の消耗たることおびたしいし、アポイントを一斉にストップさせなければならぬ。これは銀行に対しては失礼になる。しょうがないので国会優先でやったのですけれども、非常に困る。しょうがないから読むものを委員会に持ち込んでいって向こうで合間を見て資料を読んだりして内職している。ところが、これは余談になりますけれども、第1列で座っていると寝ないんです。第2列以下で座ると必ず寝る。そうするとこれは内

職にもならない。それでしょうがないから第1列にいて、いかにも何か読んでいるようにして実は別の書類を読んでいるということをやっていました。

(3) 頭取等の応接

頭取等の応接インタビューというのでは、一つ私が心掛けていたのは、地銀の例会のときに頭取さんが現れますので、国会や何かがなさそうなときに1回に3人ぐらいずつ30～40分1対1で代わる代わる会う。「こっちから持ち出す案件は何らない、あなたの考えていること、お国自慢でも何でもいい、何かしゃべってくれ」と。顔を見た上でないと相手を覚えませんので、ということをやって大体3年間で一巡しました。これはよかったです。やはり十人十色というか実にいろいろな人がいるということがよくわかりました。

いろいろ個別案件で話をする相手は非常に多かったのですが、一番印象に残ったのはイトマンのことがあったからですけれども、住友銀行の巽さんと何回も1対1で会ったのです。場所は役所はあまり使わなかったかもしれませんが、当時はまだ三田の公邸がありましたので、あそこの洋館の方の2階とか色々な場所を使ったのですけれども、30分ぐらいという話が1時間になり1時間半になり、こっちは自分からあまり言うこともないので黙って聞いているのですが、おそらく向こうはよほど口に出して言いたいことがいろいろ溜まっていたのですね、それを、ですからいろいろな話が出てきまして、それを何回も聞いて、この人は実にねばり強い人だと思って感心しました。

(4) 先輩回り

その次は、先輩回り云々で、これは先輩を時々回るとそれなりに良いことは必ずあるのでして、それぞれ愚痴を聞いていただいたり、励ましていただいたりしました。もう現役ではなくなったという意味で1人だけ名前を出せば、私は高橋 英明さんに一番感化を受けました。あのひと1時間ぐらい話すと、あの方も話が長くて1時間でも足りないぐらいかもしれませんが、必ず最後は勇気づけられて帰る。実にありがたい人だと思いました。報道関係者ともいろいろやっております。

(5) 金融3局間の意思疎通

最後は内側の話なのですが、やはり金融3局を何とかしなければいけないという気持ちもありまして、局内でやったのは、これは今もやっているかどうか、常務会と称するのですが、総務課長以上で、朝、30分ぐらい何でもいいから雑談をするということで、例えば、「昨日、誰と飲んだら、（近頃は飲んでないかもしれませんが、）こういうことを言っていたが、これはどうか」とか、それが保険部長や検査部長には非常に評価されま

した。彼らは日々の状況がすぐにはわかりませんので。そういう意味ではこれはよかったなど。

それから、それが嵩じて、やや後れて月に2回ぐらい、私のときは国際会議室のとなりの大部屋を使ってやったのですが、金融3局の次長、審議官以上で都合のつく人だけということで、朝、やはり雑談会をやったのです。これもなかなか有益であった。

最も有益だったのは、3局の審議官以上で時々飲もうというわけで、その頃はけっこうやり繰りがついたようでありまして、3か月に一ぺんぐらいずつ夜飲みまして、これは非常に効果がありました。ことに銀証問題というのがありますので、私の方は証券局と仲良くしなければいけないと思ひまして、何回かあったな、要するに証券局にも銀行局調査課長経験者がいるものですから、調査課長の縦の会をやろうというので飲んだりして一応ご昵懇に願おうと思ったこともありましたが、やはり夜顔を合わせることは非常に効果があったと思います。

他はいろいろあって、1対1のアンテナをいろいろ作ったり何かしていましたが、結局、最後には日々の形勢はどんどん悪くなっていくわけです。嵐がやがて来るだろうと思ひました。しかし、もう来たという感じでは私はなかったのだけれども、私が代わるとすぐ嵐が来たのですけれども、嵐が来ても来なくてもとにかくやるだけのことを今やっておかなければいけないということで、むしろ嵐が来たらできないから今のうちになるべく手当ができることをあたらやっておかなければいけないと思ったのです。しかし、やはりそこも限界でありまして、ずいぶん仕残したままでありましたけれども、一応それで平成4年6月26日でお役御免になりました。

話は以上でございます。

7. その他

〔 中井 〕 ちょっと余計なことですが、先ほどの損失補填、信託、私、その当時は国税庁に行っていましたけれども、要するに証券会社の損失補填というのは、補填しなくていいのに付き合いで補填をしたので交際費認定なのです。ですから、そこで交際費の限度オーバーで税金が取れる。

信託銀行の場合は、付替しても信託勘定ですから他人勘定なのです。銀行勘定からやっていたら国税は目をつけるけれども、横でやっているものですから税金もないから国税か

らは全然出ていかないのです。見つけたとしても税金上は問題じゃない。

〔 土田 〕 それもあって、ニュース量が少なかったんだね。

〔 中井 〕 ええ。だから、それは当然のことながら新聞社の人もそういう話は全然わからない。そんなことは内緒ですけども。

〔 山口 〕 とにかくあれで通っちゃったから、信託とか銀行みんな喜んでいたよね。

〔 土田 〕 正直に言えば、確かに際どいところではありましたね。

〔 山口 〕 堂々とやっていたからね。

〔 土田 〕 いや、嘘はついてなくて、昔からよくある。実は私は課長や補佐をやりますからあるということはわかっているわけです。昔からよくあるので、あまりひどいやつは直させているのだと。違法ではないということ。

〔 中井 〕 3局の朝の会合はまだやっています。

〔 土田 〕 あれ、おもしろいだろ。

〔 中井 〕 財務官も入って……。

〔 土田 〕 千野国際金融局長が財務官になったんだよな。そうしたら、「なったけれども入れてくれ」と言うので……。

〔 中井 〕 夜はなくなりました。

〔 土田 〕 それは気の毒だな。

あれは非常にいいんだよな。あの頃は幹事回り持ちでけっこうやってたよな。

〔 中井 〕 富士銀行の赤坂支店のやつはいまだに国会質問に出ますから。総理ですからね。

〔 土田 〕 そうだね。まいったね、あれは。

大月さんの顔を見ると思い出すのは、東洋信金ですよ。とにかく預金が日々減っていくわけだよな。それは減るでしょう。これは減りが続いてどうなるのだろう、心配だって言ったら、彼が「いや、心配するな、いままでもみんなそうだ、1月ぐらいすれば収まる」と言う。そうすると、とにかく彼のような経験者が言ってくれるから信用できるわけですよ。「そうか、うれしい」。それで安心したと思っても1月たっても2月たっても減りが止まらない。それでまた心細くなったですけども、やはり本当は潰れて当然なのがああときはもったんだものね、取付けもなくで。

〔 大月 〕 量的にはやはり大口が抜けているものですから、それが昔の経験との違いというのは、大口の分がはげていくと額的には大きくなってしまいますね。総預金に対し

て大体どのぐらいで止まるのだというのは……、そういう感覚を持ってました。

〔 土田 〕　そういうのは本に何も書いてないからな。

〔 大月 〕　ですから、一般の預金者という方々は、そんなに変わりませんね。

〔 中井 〕　足が遅いんですね。

〔 大月 〕　ええ。土田局長の後になったかもしれませんが、貸付信託も予想配当率を落としたのです。それで相当シフトが起きるのではないかという心配がありましたけれどもほとんどなかった。

〔 土田 〕　それはよほどの大口客でなければ一々そういうことで出かけて行くのは面倒くさいものな。まあ潰れないだろうと思っているうちに、ただ利息が下がった、配当率が下がったぐらいだったら、あまり動きませんよね。

〔 山口 〕　千野君が審議官だった？

〔 土田 〕　平澤さんのときの審議官です。いわゆるB I S規制の骨組みを作る、それで含み益の半分……。

〔 山口 〕　45%。

〔 土田 〕　45%を参入するというのは、要するに千野審議官あたりが奮戦してそういうことにしたのです。

〔 山口 〕　それが平澤時代？

〔 中井 〕　金利の自由化で森本さんと8時間やって、徹夜で飛行機に乗ってロンドンで、バーゼルでやっていたという。千野さん、いつ寝たのだろうという。審議官は1人だった。

〔 土田 〕　審議官が2人に増えて、それで審議官がやらないのはけしからんと内心思っていたのだけれども、何か森本対策は局長だということになってまして。

〔 中井 〕　ですから、あのときは森本さんが千野さんしか会わないって言うんですよ、千野さんならいいって言うんですよ。

〔 山口 〕　千野君は農林主査だからね。

〔 土田 〕　とにかく長いんですよ。

〔 山口 〕　確かそうだよ。

〔 土田 〕　何かというと脇を向いて、こういってものを話すんですな。

〔 山口 〕　それで、話があるところまでいくと「それ、待てよ」って言い出す、それで元に戻るんだよ。

大河原さんは「森本さんは、石橋の腹をさすって渡らない」って言ったよ。

〔 土田 〕 ごもっともですね。

〔 中井 〕 [REDACTED] それしないと森本さん落ちないもの。森本さんがもうあきらめたと言っても頑張っていたのが、今の堤官房長、彼は金融課長だった。私が電話して「もう全部降りた、大臣も次官も森本さんも降りたから、あなた、もう降りなさい」と言ってようやく降りたんです。小口MMCの導入のときですけれども。その頑固さがまた住専のときも……。

これも余分な話ですが、プリペイドカードのときは、例の [REDACTED] の会社、あれを始末するのに大変で、これは法律はうまくいったのですけれども、あそこは本当に大蔵省があんなことやるべきでないという、余計なことですからけれども思いました。ああいうところに乗り出すのは、銀行にも迷惑をかけましたし……。

〔 土田 〕 始末っていったってずいぶん後までかかったね。

〔 中井 〕 ずいぶん後までかかりました。私の頃はまだ銀行に「出資をもうちょっと頼む」とか言っていた時代。

〔 山口 〕 霞が関ビルの中に通用しちゃうんだね。

〔 中井 〕 [REDACTED]。あれはもともと、例えば道路公団とか郵政省とか運輸省がかなりプリペイドカードの需要家だろうというので、[REDACTED] だったら顔が利くからというので行ったんですね。ところが実際上お金を扱う仕事なものですから各省庁は全部そっぽを向いちゃったんですね。

〔 土田 〕 しかし、郵政省の中村局長というのはとにかくまいったな。9時、10時、11時だから酒ぐらい出せばいいものを、お茶だけなんですよ。それで頑張るので……。しかし、あれはありがたいことに保田、当時は次官だったかな、保田さんの親友だということを見つけて、保田さんから「もう、あまり頑張らないでくれ」と言ってもらったりして助かったですけれども、要するに「何年も前からテレホンカードは出している。今後、いろいろ機能を多様化するということはあるかもしれないけれども、もう平穩無事に出しているのになぜ大蔵省が手を出してくるか」という、簡単に言えばそういうことです。

〔 中井 〕 極端なことを言えば、鉄道の切符なんかも前払式証票なのですね、先払いでサービスを後で受けるのですから。そういうのが全部関連してきちゃう。

ただ、これは確かいままで2回ほど倒産しているのがありまして、消費者保護には半分は返る積立て……、今度、ヤオハンがあれになりました。、ヤオハンも出しているんです

ね。ですから、ヤオハンでこれまた半分積み立てていますから、ヤオハンのプリペイドカードを持っている人は半分は返ってくるということで、一応働いているんです。

今、電子マネーの関係の議論が、これがあるものですから、少し取っかかりになっている。

〔 土田 〕 やや侵略主義かもしれないけれども、チャンスを見たらそこに手を出しておくということは、やはり後々役に立つのです。そういう意味では、だからやや失地回復みたいな……。貸金業規制法だってそうですよね。土地融資に便乗して報告を求めるところまでやっちゃっているわけですからね。私も、秋山君、高橋君、審議官ですが、これにずいぶんハッパをかけたり、かけられたりしました。

〔 浜中 〕 寺村さんになってからですか、業況はすごく悪くなったけれども改革の方は止めないという趣旨のことを盛んに言わないといけないような状況だったと思うのですが、けれども。

先ほどの局長のお話ですと、銀証問題は堀 昌雄さん云々、それ以外のところでは業況が悪くなるから自由化とか改革を止めようというような、いわば一般的な雰囲気はなかったのですか。

〔 土田 〕 なかったですね。私は、これだけそれぞれに配給してあれば、まずもつだろうと思った。だから、ある意味では大盤振舞をしたところはある。それは法律ベースでなくても、例えば中小金融課あたりで、日頃の懸案だったやつをずいぶん出したのではないかなと思うな、どうかね。

〔 大月 〕 労働金庫協会とかああいう話はいろいろ聞いて、例えば労働金庫協会というのを労働金庫法の中に入れたとか……。

〔 山口 〕 協会があったけれども……。

〔 大月 〕 協会があったのですけれども、法的根拠をただ単に公益法人としての協会ではなくて、労働金庫法の中に置けるというような形に、実はあのときもそういうふうでしたり……。

〔 土田 〕 私は、どちらかというと、いろいろな銀行などの法律がたくさんある。しかし、それが同じようなものになっていく、協同組織も含めて、ということはいいことだと思っていたのです。法律は別々かもしれない、それぞれ村があってその村に属することによって自分の存在を示しているわけですから、村が別々なのは沿革的な理由で当然だろう。だが、やっていることがみんな同じでもかまわないと思っていた。それでそれぞれ自

分のやりたいこと、自分が強いことを見つけてそういう営業をやっていけばいいのだ、それがこれからの金融機関だと私は思っていたのですけれども。

〔 中井 〕 制度改革の頃を考えると、やはり証券界が様変わりしましたですね。あの当時は抵抗に会って、抵抗に会って、銀行の方が先に出たものですから。そうしたら損失補填で弱まって、今度の事件でまた……、今度、証券局はものすごく努力されたということもあるのでしょうかけれども、もう別の世の中になったような……。

〔 山口 〕 証券界は、発覚する前からもう変わってきたね。

〔 中井 〕 ええ。証取審の答申なんか見たら、世の中変わっちゃったのかなというような……。

〔 土田 〕 本当にそうだな……。

〔 中井 〕 本当にものすごい感じですね。

〔 土田 〕 とにかく郵政ほどではないけれども、証券局を相手に議論するのはしんどいということでしたからね。

〔 山口 〕 選手は相互に行ったり来たりしているわけだから。松野なんて、こっちの審議官から……。

〔 土田 〕 だから、彼は、私の方から見てもハラハラするぐらいに、やはりこの際、4社寡占を外さなければいけないということでやりまくるわけですよ。あれは実に立派でしたね。

〔 山口 〕 わりにはっきり言っていたね。

〔 土田 〕 そうです。

〔 山口 〕 平澤時代は、A、B、C、D、EのE案だったね。

〔 土田 〕 そうですね。Eというか……。

〔 山口 〕 ユニバーサル……。

〔 土田 〕 ユニバーサルバンク方式ですね。

〔 山口 〕 どうも松野が、業態別子会社じゃなければとてもだめだと言い出した。

〔 中井 〕 まだ色気が残っていたんですね。局長のときも、大体業態別子会社で最後はしょうがないというか、あれで少しにじみ出した、小山調査課長のときですけれども、という感じは……。あのにじみ出しでも……。

〔 山口 〕 作ったというのはそうだろうね。

〔 中井 〕 私もあのときいましたけれども、にじみ出しただけでも銀行局内「バンザ

イ、バンザイ」で、にじみ出すことができたという……。だから、そういうことを考えると、今は考えられない時代になっている。

〔 土田 〕 ホールセールバンクという言葉があるのだけれども、例えば興銀を見て興銀はホールセールバンクであるか、あるためにはどういうふうに入ればいけないかということを考えると、結局、一面ではリテールのことももうやり始めていますので、ではそれはやめるのかとか、ややこの案には非現実的なことがあるのですね。

〔 山口 〕 そうなんだね。リテールは相当やっているんだからね。

〔 土田 〕 やってますよ、大阪のあれなんかまさにそうだ。まさにやって失敗したんだよ。だから、あちこちの営業店で、むしろ中小企業なんかは今わりあい外しにかかっているでしょう。

〔 山口 〕 それでは、どうもありがとうございました。

（講話者のあとがき）

私がこの講話をすませてほどなく、協力していただいた大月洋一氏が突然急逝されるという事件が起きました。

私は、昭和45年から47年まで銀行課で課長補佐を勤め、さらに昭和56年から57年まで銀行課長を勤めた時に、ともに故人と一緒に仕事をしました。また、平成に入って銀行局長を勤めた時にも、故人は中小金融課の課長補佐などの仕事を通じて絶えず私の相談相手となり、難局を支えていただきました。

乗馬を楽しんでいた若いころから、故人は一貫して常に明朗快活であり、また前向きでひるむところがなく、私などはよく故人から激励を受けたものでした。そして、この数年間は、その存在は組織の柱石としてみなひとしく仰ぐところでありました。それだけに、その御早世はまことに痛嘆の極みであります。

かつての大蔵省銀行局は、内外情勢の激変の中にもよく状況を把握し、金融界との対話を通じて自発的な対応を促しつつ局面の流れを変えて行くという「お家芸」を持っていました。これを支えたのは、苛酷な勤務を続ける少数精鋭の職員団でありました。彼等の結束は固く、士気は旺盛で、そんな場面でも仕事を投げ出すことはありませんでした。その代表選手を失った今となっては遅きに失しますが、講話の結びに、私のこの体験を書き残しておくことといたします。

——以 上——